

令和6年 多賀町議会6月第2回定例会再開会議録

令和6年6月5日（水） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番	近藤	勇	君	9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保久良	君	産業環境課長	野村博	君
教育長	山中健一	君	地域整備課長	飯尾俊一	君
会計管理者	岡田伊久人	君	学校教育課長	伊東瑞江	君
企画課長	藤本一之	君	教育総務課長	谷川嘉崇	君
総務課長	本多正浩	君	生涯学習課長	竹田幸司	君
税務住民課長	小菅俊二	君	監査委員	寺西久和	君
福祉保健課長	林優子	君			

◎議会事務局

事務局長	大岡まゆみ	書記	渡邊美和
------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、3番、大谷重温議員の質問を許します。

3番、大谷重温議員。

[3番議員 大谷重温君 登壇]

○3番(大谷重温君) 議席ナンバー3番、大谷です。議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。

その前に、昨日、町長もおっしゃっていましたが、先日発表されました人口戦略会議の発表によりますと、10年前の消滅可能性自治体から多賀町は脱却いたしました。これはひとえに久保町長はじめ、職員の皆さんの様々な施策、ご尽力のたまものだと思います。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いたします。

それでは質問させていただきます。

旧遠藤邸跡地の横の道路幅の拡幅について。令和元年に多賀区より多賀町議会に対し、大字多賀634番地の旧遠藤邸の建物の解体、整備に関する請願書が提出され、令和元年9月30日に多賀町議会の審査、採択を受けて、令和3年3月5日より解体、整地されました。しかし、道路幅4.5mの拡幅に対する工事はいまだ着工されていません。「一体いつになったらあの道路幅広げてもらえるんや」という声が周辺の住民の皆さんから聞こえてきます。

そこで、以下2つ質問いたします。

工事着工の正確な予定。

それと2番、なぜこれほどの時間がかかっているのか。その理由を質問いたします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 大谷議員の1番目の旧遠藤邸跡地の横の道路幅の拡幅についてのご質問にお答えいたします。

1点目の工事着工の正確な予定につきましては、令和5年度に旧遠藤邸に隣接する町道多賀本町向山町線ほか1線の測量設計業務を完了しており、令和6年度に道路改良工事を施工する計画で進めております。

既に積算業務や契約審査会を終え、早ければ7月下旬の工事着工に向け、一般競争入札の準備を進めているところであります。

2点目の、なぜこれほどの時間がかかっているのか、その理由につきましては、現道の拡幅工事を実施するには、拡幅する道路の用地を確保する必要があります。

経過といたしましては、令和3年の旧遠藤邸の解体、整地後、相続財産管理人による滅失登記、地積測量ならびに官民境界の確定、跡地利用に係る多賀区との協議を踏まえ、令和4年12月5日に相続財産管理人と大字多賀区との間で、旧遠藤邸跡地の売買契約が締結されました。

その後、12月21日には裁判所に売買完了についての報告をもって、拡幅する道路用地の確保ができたことから、令和5年度において測量設計業務を発注し、令和6年度において道路改良工事を施工するものであり、早期着工と完了に向け、鋭意進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） あの場所が多賀区、絵馬通りにとって大変重要な場所であるという事は、絵馬通り活性化委員会に各課の課長が出席させていただいてますんで、ご認識されていると思うんですが、行政の1年ごとの進捗のスピードと一般町民の感じるスピードというんですか、それにかなりへだたりがあるということをご認識いただいて対応をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 再質問ありませんか。

2つ目に行ってください。

○3番（大谷重温君） 2つ目の質問です。多賀町小学校の通学路の信号の点灯時間の延長についてご質問いたします。

多賀大社北側の都市計画道路、多賀福祉会館横の信号を多くの多賀小学校の児童が毎日通学しておりますが、点灯時間が短いため、多くの児童が渡りきれず、信号待ちを続ける状態が続いております。大変危険です。この信号のある横断歩道は、多賀小学校児童総数422名のうち242名、要するに過半数が通学路として利用しております。4年

前に申し入れましたときには、「他の信号機と連動しているので無理です」というお答えでしたが、そのようなお考えは変わっていないのでしょうか。安全・安心なまちづくりを実践する中で、子どもたちの通学路の安全確保は行政の努めであると認識しております。

そこで、再度、信号機の点灯時間の延長について実施できないものか、質問いたします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 大谷議員の、多賀小学校の通学路の信号の点灯時間の延長についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、信号機の点灯時間を含めた管理につきましては警察署の所管でございますので、多賀町においては最終的な決定、変更ができるものではまずございません。

その上で、今回ご質問を頂きましたので、ご指摘の信号について、現地の確認、多賀小学校にも意見聴取いたしました。結果、多賀町として、今、委員おっしゃられた児童数や利用する時間を見て、点灯時間の延長の必要性を認めましたので、議員ご指摘のとおり、通学路であり、子どもたちの安全に関わることでございますので、時を待たず、管轄である彦根警察署にその旨を相談、要望させていただきました。

その後、警察署から現地の確認に行ってくださいまして、点灯時間の延長の必要性を認めたということで、大型連休明けから、本線側の車の交通量も踏まえて、当信号の通学時間帯における歩行者横断のための信号の点灯時間を延長させていただきました。

以上のことから、信号の点灯時間につきましては、警察署において車の交通量や横断者の数、通学時間等を総合的に見定めて判断しているということですので、変更することは可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 信号機が延長されたということなんですが、何秒から何秒に変更になったのか教えていただけますでしょうか。それと、その前のときに、要するに4年前、私、区長してるときに同じことを申告いうんですか、させてもらったときには、ほかの信号との連動があってできませんという答えだったんですけども、どこのどの信号と連動してて無理やったのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

私も、変更されてから現地へ行って確認をしてきました。横断される側の信号が青になってから点滅で赤に変わるんですけども、それまでを含めると約30秒ですので、ちょっと警察の方からは数秒延ばしたというふうに聞いておりますので、今現在は約30秒横断可能になっていると思います。

2つ目のご質問の、どこと連動しているかという話なんですけども、ちょっと当時、私、その担当しておりませんでしたので詳しくは答えはできないんですけども、おそらくなんですけども、久徳の国道306号線の新弥さんの前の信号と中央公民館の前の信号、あそこが比較的距離が近いですので、車の流れとかを併せて調整をする必要があるのかなというふうには考えておりますが、冒頭申し上げましたとおり、警察署の所管で判断をされる話ですので、多賀町の方でその判断を最終決定しているわけではございませんので、その点だけはちょっとご了承いただきたいなというふうに思います。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 30秒は短いと思うんですけど、国道並みに1分というのは無理にしたって、せめて45秒までぐらいの延長を警察署の方に要請、要望していただけないでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 今ご指摘いただきました秒数につきましては、申入れの方はさせていただきますと思いますが、警察の方がおっしゃっておられたのは、その本線側の車の通行についても考慮をする必要があるということで、歩行者側だけではなくて車のその通勤時間帯でもありますので、そのことも考慮して判断をさせていただくというふうな答えを頂いておりますので、今、議員おっしゃられた45秒という具体的な秒数については、一度警察署の方に申入れをさせていただきますが、必ずそうなるということについては最終、警察署の判断でございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 現地行ってもらおうと分かると思うんですけど、通学、要するに帰るときも、3時ですと100人超える子どもが横断してますし、現地見てもらって、あそこでもし何か事故があったら大変なことになると思いますんで、できるだけ早急に信号機の延長をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 続いて、3番目、お願いします。

大谷議員。

○3番（大谷重温君） 3番目です。多賀大社駐車場からの参拝者を誘導する歩道についてご質問いたします。

多賀大社の参道道として、国道から絵馬通りへ行くのではなくて、観光協会の事務所から左に曲がって、向山上町から狭い生活道路を通るルートが設定されています。コロナ禍も明け、観光客もおかげさまで増えておりますけども、一般の家庭の生活道路を多くの観光客がぞろぞろと通られていたのでは洗濯物も干せない、車も通れないという苦情が挙がっております。そこで、このルートについて以下の質問をいたします。

いつ頃からこのルートが設定されたのか。

どのような目的があるのか。

住民の苦情がありますが、変更することはできないのか。

この3点、よろしく願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 大谷議員のご質問、多賀大社駐車場からの参拝者を誘導する歩道について、お答えいたします。

1点目の、いつ頃からこのルートが設定されたのかと、2点目のどのような目的があるのかについては、関連して併せてお答えをさせていただきます。

議員のご質問要旨のとおり、多賀大社への参拝、観光に訪れる多くの方は、町道向山本線に入り、その途中で町道神社前線に入り、絵馬通りに出られる動線、ルートができていたところですが、この件について多賀観光協会と多賀大社に聞き取りをさせていただきました。

結果から申し上げますと、多賀観光協会、多賀大社ともに、このルートを通ることを誘導したのではなく、国道307号の歩道は狭く往来のときに混雑する、ときには車道に出られてしまう、また歩道が起伏しており高齢者の方にとっては歩きづらい、ほかにも大型車両の風圧で危険を感じるなどの理由から、国道307号の歩道よりも通行量が少なく安全な町道ルートとして、自然に通られるようになったのではとのことであります。

整理しますと、時期の特定には至っておりませんが、国道307号の歩道を往来する危険性、リスク回避の考えから、自然に現状のルートができてしまったものと推測するところです。

次に、3点目の沿線にお住まいの方たちからの苦情があり、ルートを変更することができないのかが、議員ご質問の本旨であります。この対策は国道307号の歩道の安全性の確保、ハード整備が先行するものと考えております。

このハード整備、歩道の整備について、道路管理者である県湖東土木事務所に伺ったところ、現在、多賀交差点から名神高速道路のボックスカルバートの間の勾配修正および拡幅を目的とする事業計画において、歩道の安全性を十分に配慮する、歩道の拡幅や歩道を境にガードパイプを設置する方向であるとのことでありますので、工事完了後にはルートの変更は可能と考えております。

しかしながら、まだ概略設計の段階であり、工事完了の時期が見えない中、それまでの間をどのようにするのが喫緊の課題となります。

多賀観光協会、多賀大社への聞き取りの際、何らかの対策を講じられないものか、ご相談、協議してまいりましたが、多世代、多様な方たちが訪れる中、危険性のある国道の歩道に誘導し、万が一、命に係わる事故が発生したときには、その責任の範疇のみならず、安心・安全が守れない当地となってしまうことを危惧しているところでございます。

地域住民の生活よりも観光振興を優先するのか、とのお声を頂くことにもなろうかと思いますが、数年後にはルートを変更することができ、それまでの間は観光ごみ対策、ごみのポイ捨て禁止はもとより、生活道路でもあることを明確にし、静かに通る、静かに参りいただく道路としての案内、周知に取り組み、啓発板の設置を含めた検討も行ってまいりたいと考えております。

重ねてとなりますが、ルートの変更はいましばらくお時間を頂きたいのですが、この間、取り組めることから取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議員ご質問の多賀大社駐車場からの参拝者を誘導する歩道についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 国道の勾配を下げる、両サイドに歩道を、かなり大きな歩道にするという工事の予定があるというのは以前からお聞きしておりますけど、そこに住んでいる人にとっては、その4年後、5年後どうなるか分からんようなことよりも、今現在、言うたら自分とこの店先やないけど、そこをぞろぞろぞろぞろ観光客が通っておられるような状態なので、それは何とかルート変更していただきたいなと思います。国道の歩道が狭いと言いますが、そんな何百人もぞろぞろと一度に多賀大社に参拝されるようなこともないと思いますんで、十分、路側帯もあるんで安全であると思いますが、それでもやっぱり危険なんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 安全性の如何についてのご質問と推察いたします。やはり、先ほど私の説明の方前後したかと思いますが、やはり国道敏満寺方面、八日市方面から下りてくる大型の車両の車の風圧というものは危険を感じるどころが大かと思います。今、団体客、往来という考え方にしますと、向かわれる方、帰られる方、そちらの方が鉢合わせになられたときには、そこで待っていただけるのであればよろしいのですが、ときには車道にはみ出る、そういうような危険性のリスクというのはあるかと考えます。必ずしも安全かと言われると、ちょっと考えるべきところはあるかと思います。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） やっぱり個人の生活を犠牲にしてまで観光を優先するということはちょっと考えにくいことやと思いますし、観光協会ともまたちょっと話ししていただいて、国道の歩道が駄目ならほかのルートが考えられないのか、そういうこともご検討いただければありがたいです。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 私どもの考えも議員のお考えと同じであることはご理解いただきたいのですが、観光協会の方も、少人数で来られて、どの道を通ればいいのかと

いうお話をされて、そのときの人数、また身体のご事情、若い方でしたら国道の歩道からというようなお声がけはしていただいているようでございます。やはりそのとき、例えば雨が降る中、また足元が悪い中というときには、先ほどではないんですけども、そちらを誘導して、万が一命に係わる事故というところを考えると、そちらの方はお声がけしにくい、そのときの状況を見ながら観光協会の方で誘導していただけるということでございました。重ねてとなりますが、やはり観光振興と地域住民の生活、どちらを優先するのかというお話の中では、全国的な観光、郊外観光問題というところが、この多賀町でも起きてるのかというふうに感じるところでございます。今の通られている道につきましては町道でありますので、これを規制することはできないんですけども、やはり生活されてる方がおられる、そちらのことをもっと強く強調していく、マナーを守っていただけるような形で、啓発の方に取組を進めさせていただきたいと考えております。

○3番（大谷重温君） 以上です。

○議長（菅森照雄君） 次に、9番、神細工宗宏議員の質問を許します。

9番、神細工宗宏議員。

〔9番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○9番（神細工宗宏君） 議席ナンバー9番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず質問の1問目、移住・定住促進のための取組についてですが、山間地域の活性化を公約に2期目も当選させていただきましたので、1期目に引き続き、山間地域の活性化に欠かせない移住・定住対策について質問をさせていただきます。

第6次多賀町総合計画の中で、基本構想3、将来の見通し（1）人口の中で、17ページですけども、今後、住宅・宅地整備の効果は縮小していきませんが、移住・定住促進のための取組や出生率向上のための取組をまちぐるみで推進することで、2030年の人口をおよそ7,300人として展望しますとあり、何も施策を行わなければ、30年には6,500人というグラフがあります。2024年3月末現在の人口は7,395人で、基本構想に近い推移を示しています。

人口の将来展望に向けての取組の中で、「空き家・空き地を有効に活用するとともに、地元の受入体制づくりや受入意識の向上を図り、希望する人が安心して転入できる環境をつくります。また、若者ファミリー層の移住を促進するため、子育てしやすい町としての魅力を積極的に発信しますとともに、親子の育ちと子育て環境やまちぐるみで子どもを支える仕組みをさらに充実させてまいります」ともあります。さらに、結びには、「この展望は、日本全体の人口減少が進む中、小さなまちとして1つの理想像を実現し、都市基盤や公的施設などの社会資源を効果的に維持、活用していく本町の挑戦する姿勢を表すものです」とあります。改めてこの基本構想を読みまして、感動した次第です。

また、毎年予算要求シートには、若者定住支援対策事業や空き家対策事業等で総合

計画基本目標や事業目標、事業概要、事業費等が記されていますが、それを踏まえて、以下の質問をいたします。

問1、第6次多賀町総合計画の移住・定住促進のための取組として、特に山間地域でどのような計画をお持ちでしょうか。

問2、山間地域の移住・定住促進を図るため、今、多賀町に必要なものは何だと考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 神細工議員の移住・定住促進のための取組についてにお答えいたします。

1つ目のご質問、移住・定住促進のための取組として、山間地域ではどのような計画を持っているのかにつきましては、山間地域に限定するものではございませんが、多賀町の空き家バンクの状況は、物件登録数に対し利用登録数が大幅に上回っており、需給バランスが整っていない状況となっています。しかしながら、売買、賃貸ともに成約数が伸びている状況でもなく、需要者の希望に見合う物件が少ないのではないかと推察いたします。このことから、空き家バンクへの登録数を増加させ、利用者の選択肢が増加する状況とすることで、移住の促進につなげることができるのではないかと考えております。

特に人口減少が進む山間地域においては、老朽化が進んでいない空き家も多いと思われませんが、バンクへの登録の意向を示していただけるよう、現在、登録いただいております空き家等管理活用支援法人のお力をお借りし、需要者の希望に見合う優良物件の登録数を伸ばしていくことにより、移住・定住の促進に結びつくものと考えております。

2つ目のご質問の、山間地域の移住・定住促進を図るために、今、多賀町に必要なものについてお答えをさせていただきます。

1つ目のご質問への答弁で申し上げました点のほかに、SNSを活用した情報発信力だと思います。全国各地の情報がインターネット回線を通して瞬時に取得できる現代においては、より魅力的な注目を浴びる形で情報発信を行うことにより、多賀町のアピール力が格段に引き上げられ、多くの移住希望者の心を揺さぶることにつながるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。空き家バンクの登録を増加させていくということでしたけども、どのようにしてこの空き家バンクの登録を増加させていくという具体的な考えをお教えてください。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 今ほどの神細工議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、まずは多賀町に注目をしていただくことが大事かなと思っております。やはり、今の多賀町の情報発信力というものが、果たして全国的に見ていただいて、多賀町に来てみたいなど、1度住んでみたいなどというところまでできているのかということになりますと、私の立場から申し上げるのも変な話ですけども、十分ではないのかなというふうに思っております。ホームページも含めてですが、これからの時代は、やはりインターネットによります情報収集力が皆さん十分高まっておりますので、いろいろな形で多賀町をアピールできる場があると思っております。ですので、役場が一方的に情報発信するだけでなく、地元の方々の生き生きとした生活する姿等、できるだけ皆さんに知ってもらって、多賀町にこんな魅力があるというところをお知らせできればなというふうには思っております。このことは、今、活躍していただいております地域おこし協力隊の募集についてもつながることというふうに私は考えておりますので、両方がうまくいくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。魅力の発信という話もありましたけども、現在、空き家バンクに登録されているのは4件の空き家が登録されていますが、私が感じてるのは、この空き家バンクを通じて購入されている数よりも、個人的に業者を通して売買されているケースの方が多いような気がするんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

空き家バンクという制度自体が、こちらに登録してもらおうと民間の方の売買というのが制限を受けるというふうには私は思っておりません。あくまで空き家バンクというのは情報を紹介するところまでが行政の仕事でございまして、もしお問合せ等があれば、その先は仲介業者の方にお渡しさせていただいて取引をしていただくという形になってまいりますので、間口のところが少し違うぐらいで、それほど登録が流通にうまくいってないというふうには思わないです。ですので、どんな形であろうと情報を出せる、このような空き家が借りていただけます、買っていただけますという情報が出せばいいのではないかなと思います。ですので、できるだけ良い物件が、皆さんいろいろと個人の資産ですので、なかなかこちらの方では言えませんが、遊んでいるお家、遊んでいる土地があれば、そういう形で貸す、売買するというふうにご考え方を持っていっていただけるような方向に、我々も少しでも働きかけさせてもらえたらよいかなと思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。空き家バンクに登録していただくための努力というか、広報活動としてはどのような活動をされておられますか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今ほど議員がおっしゃられました、我々の方で空き家バンクに登録していただくための何を努力しているかというお話ですけども、それほど私が声を大きくして言えるような取組というのは、今のところ私もちょっと4月に来たばかりですけども、感じてはおりません。どうしても、やはり実態が私も十分わかってないんですけども、私自身も空き家を保有しておりますけど、なかなかそれを人に貸せる状況にないというのは、家が整理できてないとか、そういう問題も多分あるかと思えます。そういうところが皆さん、簡単に人に貸せないという状況があるのかなというふうに、私に置き換えると感じております。ですので、そういう方もたくさんおられるのではないかなと思うと、そういう方が少しでも何か整理するために行政がお手伝いができるのかどうか。以前、神細工議員もご質問されたと思えますけれども、その部分は個人の資産になってまいりますので、なかなか行政が立ち入ることは難しいんですけど、何かの形でお手伝いができるのであれば状況が変わるということでしたら、我々も何か行政としてできることを考えたいなと思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。質問の2番目のところで、SNSを利用して魅力を発信していくということでしたけども、その魅力というか、その発信する具体的なものはお持ちでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私もSNSと偉そうに言っておきながらあまり詳しくはないんですが、多賀町はホームページがあり、インスタグラムも町のインスタグラムがあるということでございます。私もあまりうまくはよく説明できませんが、いろいろな形で情報発信のツールは世の中に存在していながら生かしきれてないのかなということも思えます。

今後また多賀町としても別の形の情報発信の手法も検討を今しておりますし、これからその導入について準備を進めていくという形になりますので、今までよりも情報発信の強化を考えていかせていただきたいと思いますと思っておりますので、今このようなお答えしかできませんが考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。ぜひ前へ進めていただきたいと思います。

ます。私は、1期4年間の中で、移住・定住に関する質問を4回、空き家に関する質問を2回行ってまいりましたが、第6次多賀町総合計画の空き家・空き地を有効に活用するための受入体制づくり、希望する人が安心して転入できる環境づくり、若者ファミリー層の移住を促進するため、子育てしやすい町としての魅力を積極的に発信するといったことができていないと感じています。毎年、予算要求シートに、若者定住支援事業、空き家対策事業というようなことが挙げられていますが、毎年同じようなことが記されているような気がしております。総合計画につながっていないと感じています。何年度に何を受入体制をつくり、これを募集をかけたときのゲストハウス等ではありますが、その次に移住・転入ができる環境づくり、これはすぐに住める空き家や上下水道を引き込んだ空き地の確保、それが達成できた後に、若者ファミリー層の移住を促進するため、子育てしやすい町としての魅力と多賀町の望んでいる人材、ターゲットを絞った積極的な広報、人材募集、体験ツアーの実施等を発信し、確実に移住・定住につなげていく、そのようなプロセスを踏んで確実に進めていくといった、長期では困りますが、3年後には募集がかけられるようなスピーディーさが要求されると思っております。そういう、具体的に何をして何をして何をしていくというような計画はございませんか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私も今、議員がおっしゃられましたように、何らかの形で移住の興味を示された方が多賀町に試しに住んでみてもらえる場所、川相にはみら家というお試し住宅がございますが、本当にもう1週間だけとか、2、3日でも結構なんですけど、多賀町で1回生活をしてみて、そこに住んでおられる方と触れ合ってみて、やっぱり多賀町はいいなというふうに思ってもらえる、来てみないと分からないことも多分あると思いますので、そういう方が少し生活できる場というのが今後考えられたらいいのかなと、また川相以外の集落であっても、そういう場所があってもいいのかなというふうには思います。どういう形でできるかという計画まではまだ何もございませんが、そういうふうに多賀町に訪れていただくということは大事なことかなと思っておりますので、何か策を考えさせていただきます。と思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 神細工議員が私を指名しておられませんが、めったに神細工議員の質問には答えさせていただくことはありませんので、ちょっと私の思いを述べさせていただきます。と思っております。

神細工議員の、山間地域に定住促進、特に若い世代の定住促進ということで、私、質問をしておられると思うんですけど、やはりこれから若い世代がこの自然、そして素朴なところに、そして人の素朴さとかそういうものに惚れて、若い世代が移住をしていただけるのかなと、これから、特にこの時代が来るのかなと思っております。そのような若い

世代の思いに対して、町としてどのような取組をしているか言うたら、やっぱりまだなかなかできていないのが現状であると思ってます。今、この空き家の活用支援法人、この民間の団体が3団体、そして会社が2つか3つ、これ組織を組んで法人をつくっていただいていますので、今度7月9日に空き家シンポジウム、空き家を積極的に活用しようという、9日にぜひとも来てください。もう参加してください。そのときに思いをしゃべってください。こういうふうなシンポジウムもやっていただくような取組もありますので、しっかりと空き家を活用する取組を前に進めていこうと、今日も傍聴にこの団体の人が来ておられますので、やっぱりそこと行政とどう連携して取り組んでいくか、そういうことがやっぱりこのシンポジウムも開かれますので、それを契機としてやはり町と連携をしながら、それこそこれから空き家は今、登録件数は3件しかありませんけど、やっぱりこの空き家を活用できるように、この空き家所有者とどのように交渉して取り組んでもらうか、やはりこういうことがこれからしっかりと取り組んでいく必要があるんかなと、どのようにリフォームしていくか、そしてリフォームしたら、どのように若い世代をPRしてこの空き家に住んでもらえるようにするか、そういうこともしっかりと、遅きに失したかもわかりませんが、しっかりと取り組むことが、これからの人口、若い世代を増やしていく1つの大きなポイントであるんかなと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。シンポジウムもあるということで、ぜひ参加させていただきたいと思います。その中で、移住を多く誘致している自治体の多くは、行政がゲストハウス、空き家を確保して、欲しい人材を誘致することに成功している現実に対して、たくさんあるんですけども、愛媛県の西条市というところはかなり積極的に誘致しておられるようです。そういう先進地のこともいろいろ視察に行くなりしまして、この多賀町の方に生かしていただきたいと思います。この第6次多賀町総合計画は、2020年から30年の計画ですが、総合計画策定時から計画的に移住・定住対策に対応してれば、あれから4年経ってますんで、今年から移住体験ツアーなどの事業ができたのではないかと考えてます。そうすれば、2030年に人口7,300人をクリアできるのではないかと考えてます。今からでも全然遅くないと思いますので、ぜひそのような取組を進めていただきたいと思います。

1つ目の質問は以上で終わらせていただきます。

次に、災害発生時の安否確認体制についてですけれども、今年の正月には能登地震が発生しましたが、安否確認に長い時間を要しました。過去の東北の大震災、阪神淡路大震災でも、安否確認に長時間を要しています。今、多賀町の藤瀬区において、町の補助金を活用しながら独自の安否確認システムを構築および運用されております。このシステム構築の情報は、開発初期に運用の時点で役場関係者にも説明に行ったと聞いております。そのときのシステムから日々改良を加え、かなり使いやすい状況に進化しております。このような状況を踏まえ、以下の2点について質問をさせていただきます。

現在、多賀町での安否確認体制の現状をお聞きいたします。

2つ目に、安否確認の必要性に関し、町行政としての認識をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 神細工議員の災害発生時の安否確認体制についてのご質問にお答えいたします。

まず1番目、災害時の安否確認体制でございますが、特に大きな規模の災害となるほど、身近な隣近所での声かけや被害状況を確認いただくことが一番早く正確な対応になると考えております。

多賀町の現状としましては、特に要介護の方や障がいのある方等、自ら避難することが難しい方に対して要支援者として登録者名簿を作成し、集落・自治会に協力を仰ぎ、安否確認を行ってもらい、報告いただき、対応をしているところでございます。

毎年の区長会においても、日頃からの見守りを通じて、要支援者の所在の確認や状況を把握していただき、要支援者台帳の確認、更新、運用についてお願いをしているところでございます。

2番目の安否確認の必要性に関しての行政の認識についてでございますが、安否確認は災害時における人命、救助活動に直結し、その役割は大きいと考えており、迅速かつ正確に行われることが重要なポイントだと認識しております。

災害時には情報が錯そうしたり情報自体が伝わらないといったことが想定されますので、有事の際に正しい情報が確保できる体制づくり、備えをしておけるかについてが、被害を最小限に抑えていくことにつながっていくと考えております。これは行政だけではなく、家族、地域などのつながりの中で、安否について確認する方法をあらかじめ決め知っておくことが重要であり、繰り返し啓発をしていく必要があると考えております。

藤瀬区の取組につきましては、地域の自主防災の取組として、区の皆さんが合意をされ運用されており、有用な取組の1つであると評価をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。私も各種団体による隣近所といった方々が安否確認をしておられるという、存在しているのは承知しておりますが、先ほど言われました要介護とか体の不自由な方、要支援者が安否確認の対象では、僕は災害が起こったときにはないと思ってます。大規模災害が発生した場合、一般の健康な方も要救助者になりますし、安否確認をお願いしている方が全て安全に避難できている保証もないので、私はかなり曖昧な確認となると考えていますし、先ほども言いましたけども、確認するのに長い時間を要するというふうに私は思っております。決して今の見守り活動を否定しているわけではございませんが、その点、誤解のないようお願いいたします

が、一応、藤瀬区でもう既に運用されてるものについては評価してるということですが、この評価しているそのシステムについて、それを更に広げていくというような考え方はないのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ご質問にお答えいたします。

安否確認については、今ご指摘いただきましたとおり、要支援者の方だけでなく、全ての方の安否確認については必要だという認識でおりますし、今、安否確認の手段というのが複数あるということは大切であるというふうに考えておりました、例えばちょっと答弁でも申し上げたんですけども、家族間においても家族同士でどこにいるかというのを確認し合う、地域でも確認していただく、また行政の方でもその情報を頂くというようなことで、藤瀬区の実践につきましては、非常にインターネットを使った形で即効性というか速さもあるというふうに考えておりました、そこについて多賀町の方でそのシステムを中心的なシステムとして考えて運用していくということにつきましては、現在まだ十分に調査、研究等をしておりませんので、ちょっと今日ここで即答はできかねるんですけども、広く可能性や課題もあるかもしれませんので、その辺も見極めて判断はしていきたいというふうに考えております。

あともう一つですけども、今年度、多賀町の方で公式LINEシステムを運用させていただく予定にしております。LINEシステムについては情報の発信だけではなくて、今のその災害の安否確認のことができないかというようなことも検討の中に入っておりますので、冒頭申しましたように、安否確認の手段を複数持つということで、早く正確に情報を得て、救助が必要な方に対しては手当をしていきたいと、そういうふうな情報を早く収集したいという体制はきちりと取っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。現在はまだ検証等できていないので、藤瀬区の開発したものについて導入していくという考えはないということと、LINEを利用した安否確認的なものを考えているという話でしたので、その方向で進んでいただくのもいいかと思っておりますけども、藤瀬区の実践中のシステムですけども、区民全員に安心カードを配布しまして、スマートフォンでQRコードを読み込むことでスマートフォンにアイコンが生成されます。有事の際にはそのアイコンをタップすることで、自分の安否、救助が必要か必要でないかの情報を発信することができます。災害が発生したときには、基地局から、現在は手動だと思いますけども、安否確認を促すメッセージがアプリが入ったスマホ全体に一斉に送信され、安否確認の入力を促します。安否確認を入力すれば、誰が地域のどこにいるかが地図上に表示されますし、また表形式で救助が必要な方の氏名や所在地が表示されるようになっております。私も何度かお聞きしたん

ですけれども、非常にいいなというふうに感じております。藤瀬区の担当されている方も、必要であれば再度役場の方で説明をしたいというふうに言っておられますので、その点、また検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ありがとうございます。調査、研究をさせていただくということでございますので、またお話等を伺いたいと思いますし、藤瀬区につきましては、まちの補助金も使いながら導入されたということですので、他の集落とか地域にも広くこのシステムを知っていただいて、自主防災という観点からも整備をしていただけないかなというふうにも考えておりますので、広報等にも藤瀬区のご理解が頂ければ載せさせていただいて、広く住民の皆様にも知っていただいて、これが広がっていく形にもなればなというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。一気に多賀町全体というんでなくして、川相なら川相、そういう小さな集落から順番に広げていって、最終的にどういう形になるか分かりませんが、自分で作られているので、すごく汎用性はあると思うんです。必要なことが発生すれば、それに対応する即応力とかそういうものも上がりますし、非常に早く問題解決に至るようなソフトを開発できると思いますので、ぜひほかの字への紹介等も含め、藤瀬区の説明をもう一度聞くといったことでお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で10時50分とします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、近藤勇議員の質問を許します。

4番、近藤勇議員。

〔4番議員 近藤勇君 登壇〕

○4番（近藤勇君） 4番、近藤でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、私は今回1点質問させていただきます。

前回も、あるいは何年前にも質問させていただいてるんですけども、買物弱者に対しての取組についてということでお伺いをしたいと思います。

本町では、昔は各集落や現在の絵馬通り、門前町には、小さな店舗ではありましたが、八百屋、肉屋、魚屋など生活に密着した数多くの店舗があり、地域の人たちに喜ばれる安心して生活を送れる生活環境がありました。

しかしながら、時代の流れ、買物の利便性から、小さな店舗ではなく1か所で買物が

できる商業施設、店舗での買物が選ばれる時代となり、残念なことに、各集落や現在の絵馬通り、門前町から、生活に密着した店舗はここ数年の間にその多くがやむなく閉店をされました。

一方で、本町の高齢化率は33.53%であり、また町で把握している高齢者で自動車運転免許証を返納された方も、平成30年度が40人、令和元年度は49名、令和2年度29名、令和3年度23名、令和4年度は36名と、このところ5年間で177名の多くの方が免許証を返されたというふうに推測されます。

また、要介護認定者は要支援1が23名、要支援2が18名、要介護1が110名となっておられる状況にあると聞き及んでおります。

私は、生活、買物の利便性が求められる時代の流れの中で、今後取り残される方がますます増えるのではないかと心配し危惧するところでございます。

今日、近隣の市町まで買物に行けない方の中には、個人個人が生活協同組合や平和堂のホームサポートサービスを利用されている方もおられると聞いております。また、買物支援サービスとして、地域おこし協力隊が、これは大滝地区に限られますけれども、大滝地区で買物施設への送迎も実施されております。長浜市がこの春から始めました移動販売を、これは市、社協、業者、平和堂とコープしがですけれども、それと地域コミュニティ活性化の連携協定を締結され実施されるとの同様の契約ができないか、多賀においても同様の契約ができないかということを知りたいということです。

併せまして、多賀大社前駅で開催されています地元の農産物を販売するもんぜん市の発展、あるいは絵馬通りの活性化の検討で、生活に密着した店舗の開業の働きかけ等々、福祉施策としての互助の買物支援の仕組みづくりについて施策展開できないものか、次の3つの点についてお伺いをいたします。

1点目、買物弱者、免許証の返納者、あるいは要介護、要支援の方ですけれども、などに対する取組の方向性はどういうことで、買物支援サービスの拡充ができないか。

あるいは、地域コミュニティ活性化の連携協定の締結に向けた取組はいかがなものか。

その2点目の実施により、福祉保健課、あるいは社協、民生委員等々による見守り活動が充実できるものではないかという3点についてお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 近藤議員の買物弱者に対する取組についてにお答えをいたします。

私からは、1点目と2点目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目のご質問、買物弱者に対する取組の方向性についてですが、企画課所管といたしましては、議員のご質問にありました運転免許証を返納された方に対し、申請いただいた方には9,000円相当の路線バス、もしくは愛のりタクシーの回数券を、お

一人様1回のみですがお渡ししており、公共交通機関を積極的に利用していただくために支援をさせていただいております。ご自身で自動車を運転される場合と比較しますと自由度が低下いたしますが、公共交通機関といたしましては利便性に重点を置いたものとなっておりますので、今後もよりサービスの充実を目指してまいりたいと思っております。

2つ目のご質問、地域コミュニティ活性化の連携協定の締結に向けた取組についてでございますが、長浜市が長浜市社会福祉協議会やコープしが、平和堂との連携協定を締結され、買物弱者を支援する移動店舗の取組を始められたとのことでしたので、その内容について調べさせていただきました。その結果、この連携協定を実現させるための重要な役割を担っておられるのが、各地区の地域づくり協議会という組織であったと認識しております。

移動店舗サービスによる買物弱者支援の取組を長期にわたり安定して成立させていこうとしたときに、サービスを受け入れる側の体制が整っていることは大事な要素であり、長浜市では地域づくり協議会がその役目を果たしておられるものと推察いたしますが、多賀町においても既存の組織等によりそれらを担っていただけるものか、もしくは新たな体制整備の必要があるものかを検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 近藤議員のご質問の3点目、地域コミュニティ活性化の連携協定の取組により、福祉保健課、社協、民生委員等々による見守り活動が充実できるのではないかのご質問にお答えいたします。

現在、独り暮らし高齢者等の見守りについては、福祉保健課の地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員のほか、地域においては民生委員、福祉推進員、日赤奉仕団や老人クラブなど、それぞれの活動や隣近所など、それぞれの地域の中で見守りを実施していただいております。

長浜市では、本協定による移動店舗が来る地域では、利用者が早くから集まり、移動店舗を待つ時間がサロンのような集まりになっているようなところもあると伺っております。また、移動店舗をご利用の高齢者等につきましては、買物のご様子も把握ができるため、近藤議員のご質問にありましたように、地域における見守り活動にもつながると考えられます。

一方で、地域で最も重要なことは、向こう三軒両隣の隣近所での見守り、支え合いであると考えております。新型コロナウイルス感染症で社会生活が制限されていた期間が長くあったため、地域のつながりの関係が希薄になりつつある今日ではありますが、多賀町では小さな町である良さを生かし、当町の地域福祉計画の基本理念である、みんなの絆で支えあう安心と温もりのある福祉のまちの実現に向けて、地域のつながりが希薄

にならないよう、社会情勢に応じた多様な見守りネットワークの構築や地域の支え合い活動の推進について、社会福祉協議会と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

さらに、住民の皆様にもご協力を頂きながら、今後もより一層見守り体制の構築に努めてまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。1点目、2点目、あるいは3点目の質問ということで回答を頂きました。その中で、少し私の方で再質問をさせていただきたいんですけども、以前のときにもお話をさせていただいて、今回の質問の中にも入れました。生協、あるいは平和堂のサポートサービスということで入れさせていただいたんですけども、以前、2年ほど前やったと思うんですけども、質問させてもらったときは、生協の加入者が1,200人、平和堂のサポートサービスで69人という状態やったんですけども、先般、これを質問させていただくのに、また慌てて生協と平和堂に確認させてもらいました。そのときに、1,200人が1,245人、45人増えただけ。平和堂のサポートサービスは69名が71名、2名増えたという状態を確認させていただきました。本当に困っておられる方が、このような状態で生協を頼み、あるいは平和堂のサポートサービスを頼み、生協については、例えばこの頃はもう全ての方が仕事を持っておられるので、週1回の生協の配達を頼んでおられるという若年層の方もおられます。高齢者ばかりではないですけども、そのような形の中で、もっとこれ増やす方法があんのか。あるいは、ここから増えへんのやったら、先ほど来、私がお願いしたいと思っております、長浜市がやってる移動サービス、この長浜市、先般の新聞にも載りました。どこがやってるかいうたら、長浜市の余呉町と、そして東浅井になるんですか、そこの2か所で地域を決めて行ってるという状態も把握をしました。先ほど私、大きな声で言ってしまっただけで気分悪くされた方もおられるか分かりませんが、大滝地区では地域おこし協力隊を活用するという話を私、声を大きくして言ってしまって、失礼なことを言いましたけれども、本当にこれ、大滝地区でやっておられるというのを、この間もちょっとデータとしていただきましたから、今までは毎週水曜日の午前中に9月から11月までの間はやってましたと。その後、12月から2月までは月2回になりましたということをお聞かせいただきました。そして、例えばの例で日数的に出していただいているのが、9月では1名、10月4日で2名、10月11日で2名とか、大体がお二人の方が活用をしておられます。大滝で買物に困っておられるのが2人なのかなという、私は勝手な解釈をしてしまいましたけれども、お二人では多分ないやろうなというふうに思っておりますので、その辺、本当に多賀で社協、あるいは民生委員、福祉保健課、町行政を挙げて、先ほど来、質問の中にもあって、それにも答弁しておられます。空き家がある、どうして移住してくれよらへんのやろ、若者の移住を促したいというこ

とですけれども、若者の移住の前に、高齢者の方がそこでお住まいになっておられるということをもっと把握をしたならば、長浜市がやってる、あるいはその前に甲賀市がやってるというような移動販売を例えば取り入れて、生活に困らない空間をつくると。大滝だけと違います。佐目の谷もあります。河内の谷もあります。3つの谷が多賀町にはあります。その中で、私、これ谷、谷という話を今しましたけれども、私が選挙で出させてもらった初めてのときに、土田のところへ行きましたら、お年寄り3人か4人が集まって、「近藤さん、岡嶋さんもないようになったんで、何も買いに行くところがないねん。何とかしてくれへんか」というて、老人車を押して3人が困っておられる話を聞きましたので、以前のときにこの何とかならんやろうかという質問をさせていただきました。そこから一向に進んでないという状況でございますので、本当に住みよい町多賀をつくっていく、あるいはこの多賀を消滅ささない町にするんやということであれば、何とかして若者からお年寄りまで、高齢者までが住みよい町になるという方策を考えてほしいということで、たまたま私はこの衣食住の中の食について、今、質問をさせていただいておりますけれども、衣も住も一緒やと思います。本当に住みやすい町になるように何とかして考えてほしい、町の方策として町長の方針として、この住みよい町多賀をつくっていくんやというお話ですので、その辺を踏まえて、少し町長の方から何かお話しただければ、よろしく頼みます。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今、近藤議員がご質問いただきましたように、私も、若い世代だけでなく高齢者にも優しいまちづくりを進めていく必要があると思っております。特に買物支援、本当におっしゃるような困っておられる方も多くあるのではないかなと思っております。そのような中で、愛のりタクシーを使って病院のほかにも買物にも利用しておられる方があると私も聞いておりますし、今はその方が一番多いのではないかなと思っております。また、生協利用1,200人、やはり県内でも多分有数の利用者の多い自治体であるということも聞かせていただきました。特に、生協の利用は、高齢者の利用より若い世代の利用が多いかなと思っております。そのことからすると、高齢者の皆さんがなかなか生協も利用はまだまだしづらいような状況ではないかなと思っております。これから、生協や平和堂の買物の車の利用を多賀町で進めるということも、課長が答弁しましたようにいろんな制約もあろうかと思っておりますので、やっぱりそういうような利用できない理由を一つ一つ、多賀町でも利用できるような生協なり平和堂とも話を、協議をする必要があるかなと思っております。今はこれやという方策はなかなかありませんけど、しっかりと皆さんの声も聞きながら、どのような対応ができるか、しっかりと検討という言葉は嫌いですが、皆さんに寄り添いながら取組を進めていく必要があるかなと思っております。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。私、本当にこの7,300人の33%も

4%もが高齢者ということで、字別の高齢者率も頂きました。そして、要介護、要支援の方の数も把握したという状態の中で質問させていただいておりますので、山だけで高齢者が進んだあると、要介護、要支援が進んだあるというんでなくして、多賀町全体でそのような状態になったあるということを認識をしていただいておりますけれども、やはりみんなが、どうしたらこの多賀に住みやすいんや、住んでいけるんやろうなという話を質問をさせていただいております。

それと併せまして、後ろに今日も傍聴で来ておられますけれども、一番最初の大谷議員の質問であった、あの遠藤邸の活用をどうするんやと、早う道を大きいせえへんかいという話がありましたけれども、その中でいろんな答弁をしていただきました。我々が議員1期目をさせていただいたときに、あそこをどうするんや、こうするんやというのと併せて、絵馬通りの活性化をどうするんやという話があったと私は認識しております。そういうことで、先ほど冒頭の質問の中で1つ目にありました、各集落や現在の絵馬通り、もんぜん通りというところなんですわ。絵馬通り多賀で言うと、本屋もありました、肉屋もありました、魚屋もありました、雑貨屋もありましたという状態やったんですけど、今、本当に、お宮さんの前のお土産物屋と食堂以外で何かあるかな、1軒か2軒多分あると理解はしておりますけれども、そのような状態の中やと、本当にみんながここを何とかしてしようやないかというんやったら、その辺のことも考えてほしかったなと、行政の人に言うてもあきまへんで。この絵馬通りの活性化を考える会の人が一生涯懸命考えてくれると思うんですけども、その辺の部分も踏まえて、やっぱり行政もそこへ協力をしながらというのか、注力をしながらというのか、そのような形の中で共存共栄ができるような方策を考えてほしいなということを思って、その商店の部分は質問をさせていただいております。

それと、先ほど福祉保健課長から回答あったんですけども、民生児童委員、あるいは健康推進委員等が実施している健康教室等において、生活用品の注文をしたり、あるいは「私、あそこへちょっと買物へ行ってくるさかい、何かあったら買うてきたらうか」というような話を、多分どこかの、僕もちょっと行ってるんやけど、各字でやってるやつ、サロンで多くの方がお集まりになって、そこで多くの方が集まってやっておられます。その中で、多分、「今日昼から買物へ行くさかい買うてきたらうか」という人も聞いております。そのような輪を広げていくことということに取り組んでいただいているということですので、その辺も踏まえてお願いをしたいなというふうに思います。

先ほど、町長の方から、その生協あるいは平和堂のサポートセンター云々という話を頂きましたけれども、以前のときにもある課長から回答いただいたのは、生協あるいは平和堂のその一業者に偏った商業的拡大はしにくいなという話も頂いたような気がしますが、今回も多分そんな話になると思うんですけども、何とかしてこの移動販売車を、例えば土田に何時に行きます、ここに公民館の前に10分います。次、そこから来たら、多賀の町の中も店はないというて今言いましたので、どこそこの広場

にありますからそこに10分います、久徳のところも行きます、ずっと歩いて行きますと各谷が3つあるという話をよくされますから、その3つの谷にも行きますというような状態を週に1回、あるいは週に2回とまでは言いませんけれども、そこまでぐらいできるん違うやろか、長浜だけ何で余呉と宇へのちょっと離れたところだけ、そこへは移動販売車を持っていくんやと。それか、今やったらもう一つは一休庵かな、あそこが豆腐豆腐いうて鳴らしもって来はりますけれども、あの中にもいろんなものを食料を乗せて来られるというふうには聞いておりますけれども、その辺の拡充を図るとか、皆さん、例えば町民に1つの業者をコマーシャルするわけにもいきかねますので、難しい話やとは思いますが、その辺を何とかして多賀に本当に安心して住める、食料だけでも買物ができる、そして米や野菜は自分とこの畑、田んぼで採れる、そやけど畑に野菜作ったら、サルとシカとイノシシの餌になったあるということで、それこそその野菜食わただけで健康被害に本人はなられますので、その辺も含めて、どうしたら安心してこの多賀で気持ちよく老後が過ごせるんやろうなというふうなことも考えますので、今言うたようなこの長浜市が提携されたようなことをすることによって、町民が安心して買物ができる、そしてちょっと悪うなっても何とかなるやろうと。先ほど福祉保健課長がおっしゃったように、あそこへ買物に行ったら、今日はあの人、来はらへんかったでとか、それで何やこの頃ちょっと金遣いが荒いのかなと、今日は金持ちはらへんさかい買物ができひんのかなというふうなことも、その住民、あるいは行かれた民生委員の方、あるいは福祉保健課の方等々がその辺の把握もしてもらえるやろうというふうな話もほかの住民からでもちらっと聞いたこともございますので、その辺も踏まえて、何とか長浜がやった、あるいは甲賀市がやったというようなことを、この多賀町においても取り組んでもらうことができひんやろうかと、今、ちょうど教育長がこっち向かはったさかいに、栗栖にも何件か店あったんですけど、今ないですね。というような状態が各集落で出たあると思っておりますので、その辺を再度、多賀町としてどうして取り組むと、このような方向で今後検討していくという話をどこかでまとめたところで、誰か回答してください。よろしく頼みます。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ここにいる課長の総意というふうにはちょっと行かないかもわかりませんが、立場上ちょっとお答えをさせていただきたいと思えます。

今おっしゃられたことは、確かに実現できるとものすごく豊かな生活の光景が目につくようなお話だと私も思っています。長浜市が取り組まれた状況がうまく機能していく状況であれば、非常にうらやましいなとも思えます。長浜市の今回の協定に至る前身というものがあると思っております。地域づくり協議会が主体になってこの移動店舗をされていた流れの中で、運営が苦しくなって市に相談をされて今の形になったと、平和堂とコープしがが代わりに取り組んでいただけることによってこういう大きな協定になったと

いうふうに、インターネットの情報では私は理解をしました。ですので、一筋縄ではいってないんだろうなという苦労はされた経緯があつての今の現状かなと思ってます。ですので、多賀町においても、長浜市で成功されたからそのまま導入できるかいうと、できないかもわかりません。ですので、うまくできる方法が一番いいですので、多賀町として近藤議員が目指しておられる形に近づけるような手法が、どのような形が多賀町に適しているかというのを、長浜市の取組も参考にさせていただきたいと思ひますし、ほかの県とかの情報も仕入れながら、どういう形であれば多賀町で機能するのかということは今後も引き続き検討といひますか、いつまでするんやという話もあきませんので、できるだけ情報を早く仕入れて方向性を決めたいなと思ひておひます。

あと、今、地域おこし協力隊が取り組んでおひます移動支援につきましても、今、協力隊がいろいろな活動をしている中の1つとして試験的に始めた機能を、今現在、月2回、第2、第3木曜日に1日3回の運行をしているというふうに聞いておひます。非常に利用者の条件というものを設定させていただいている関係で、全ての高齢者の方にご利用いただける状況ではないんですが、非常に利用していただいている方には好評を得ているということで、協力隊も非常にやりがいを持って取り組んでいてくれます。ただし、この形も協力隊という方々がいて成り立つものになります。やはり財源というものが必要になってくると思ひますので、その今の形が多賀町に適しているのであれば、それはそれでまた検討して、何とか実現できる方法は考えなあかんのかなと思ひますので、それも含めまして、多賀町に適した形を探っていく必要があるのかなと思ひておひます。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。今、話を聞いてますと、いくら、何遍キャッチボールをしても同じ話かなというふうにしか私は思えなかつたところがございます。以前の質問のときに、生協あるいは平和堂のサポートサービス、その話もしました。さっきの話じゃないですけど、一業者のコマーシャルをするわけにはいかないという話も聞き及んでおひます。今回もしかりやと思ひますけれども、例えば今回のこの長浜の移動販売を見ておひますと、びわ町と余呉町、昔の伊香郡と東浅井への外れたところ、そこをメインに長浜が提携をしておられると。多賀の地とさほど変わらへんのかなという私は理解をしてこの話をさせていただいてるということだけ認識をしてほしいんですけど、そういう状態の中で何とかしてほしい、何とかできないかなという気持ちでいるというのと併せまして、先ほど、その地域おこし協力隊の本来の業務でないサービス業務的な話に私聞こえたんですけど、そんな話でないですね。地域おこし協力隊の1つの業務として捉えておられるんですね。あの弁当づくりもしかりやと思ひますけれども、それやったら、例えば大滝のところで、私読みましようか、何日に何人来はつたいうのを。9月27日1人、10月4日2人、10月11日2人、18日が2人、25日が2人、11月1日、8日、15日、22日が2人ずつというような状態なんです。2人の

方だけがその愛荘のフレンドマートかな、そこへ行って買物をしたいと言わはったのか、それは分かりません。何人おられるのや、それは私も認識も把握もしておりません。だけど、2人の人がそこへ行きたいというて言われるんやったら、例えばあそこの大滝の地域おこし協力隊が活動してる昔の営林署跡、前のあそこの公民館のところで、例えば移動販売車の軽トラが来まっせと、食料を積んで来ますんやというて言うたら、そこへは2人違うて、例えば3人、4人が集まられるの違うかなと、これは想像の域を超えません。そやけど、そういうようなことを逆に考えていく、あるいは土田の公民館の前広いですから、そこに移動販売車が来はったら、「ああ、良かったな」と言わはるか分からんし、多賀の町の中の駅前では野菜は売ってはるけれども、魚も肉も売ってへんで、もんぜん市をやってはる月水金でも構んさかい、前に魚と肉やら来はらへんかなというような気持も持たはるかもわかんない。これは私の想像の域で、そこからは出ませんけれども、そのような形で何とかしてそういう多賀町の住民の人が芹谷から大滝の谷まで、あるいはこの平地を含めて皆さんが安心して、「ああ、多賀に住んで良かったな」と思えるようなまちにしてほしいということで、私はこれを要望しておりますので、何とかして実現に向けて各課、課長、町長を筆頭に頭を抱えて知恵を出していただきたい、これはもう最後お願いでございます。それをもって私の一般質問を終わらせていただきますので、どうか前向きに検討いただきますようによろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 次に、1番、小島櫻議員の質問を許します。

1番、小島櫻議員。

〔1番議員 小島櫻君 登壇〕

○1番（小島櫻君） 1番、小島櫻です。まず初めに、日頃の業務、そして住民サービス等のご提供、皆様の働きに感謝申し上げます。この場をお借りしてありがとうございます。そして、今日、傍聴に来てくださった皆様、本当にありがとうございます。

それでは、議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。

1つ目、子育て世代支援の今後のビジョンについてご質問いたします。

多賀町が若者定住支援や子育て支援の強化によって、消滅可能性都市から脱却し、町内外で子育てしやすいまちとして認識されていることは素晴らしい成果だと感じております。今後の政策ビジョンについて、これまでの取組を継続しつつ、地域交流の促進や教育環境の充実など、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりを重視することも重要かと思われま。

そこで、次の2点について質問をいたします。

1つ目、今後の子育て世代支援の政策ビジョンはどのように考えられていますか。

2つ目、現状の若者定住支援や子育て支援の取組は継続される予定ですか。それとも新たな支援策が検討されていますか。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 小島議員の質問にお答えします。

1つ目の今後の子育て世代支援の政策ビジョンについてお答えします。

現在、多賀町では第2期の多賀町子ども・子育て応援プラン2020に基づき、みんなが応援 子どもと子育て 親も子ども地域も キラリとひかるまち・多賀を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進しているところであります。

この基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げており、1つは子どもの人権の尊重と明るい未来をひらく人づくり、2つ目が子どもを安心して産み育てることができるまちづくり、3つ目が地域のつながりでゆとりを持って子育てできるまちづくり、この3点であります。

議員ご質問のように、地域交流の促進や教育環境の充実など、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりを重視することにつきましては私も同感であり、このことは基本目標を基に様々な今、子育て・教育の取組をしているところであります。

特に地域交流の促進や教育環境の充実につきましては、町外からの転入者も増え、町民の皆さんの多賀町に対する関心や愛着の醸成が重要になると考えております。地域とのつながりによるゆとりある子育てができるような施策を推進し、子育て世代が多賀町に住んで良かった、これからも住み続けたい、また次の世代にも住んでもらいたいと思ってもらえるようなまちづくり、そして人づくりが大切であると考えております。

今年度は第3期の多賀町子ども・子育て応援プラン2025を策定する予定であり、現在、作業を進めております。

今後の子育て世代支援の政策ビジョンにつきましては、本計画策定に取り組む中で、子ども・子育て会議の委員の皆様と共に、引き続き、地域のつながりを大切にすることというのを前提にして検討してまいりたいと思っております。

2つ目の現状の若者定住支援や子育て支援の取組は継続される予定か、新たな政策があるかというようなこの質問に答えます。

若者定住支援や子育て支援事業につきましては、これまで関係所管においてそれぞれ連携して実施してまいりました。この取組により、多くの若い世代がこの環境が適しているということで多賀町に住んでいただいていると思っております。現状の取組はこれからも継続して、やはりもう皆さんが要らないと言われない限り、やはり今は皆さん必要とされていていただいておりますので、引き続き継続していくつもりであります。そして更に、子育て支援の新たな取組として、今年度、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なくサポートするツールとして母子手帳アプリを導入し、また全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を始めております。

また今後は、産後の子育てに心身の負担を抱えておられる世帯に対しましても、産後

ケア事業の利用の拡充に向けた取組も必要だと、福祉保健課が中心になると思いますけど、この拡充にも取り組むというような思いを持ってもらっておりますので、これからも安心して子育てできる環境整備に努めてまいるところであります。

さらに、今後の取組や新たな施策につきましては、第3期の応援プランの策定の中で、ニーズ調査の分析や現計画の検証などを基本に、それを基に委員の皆さんにも検討していただく予定であります。

これまで以上に子どもの成長と保護者の子育てを温かく見守り応援できるよう、地域全体で子どもの育ちや子育て家庭への支援の意義を理解し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力してもらえようなまちづくりを進めてまいります。まだまだ多賀町は地域のつながりの中で子育てできる環境がまだあるのかなど。やはり新たな来ていただく世帯の方も、やはりそういうふうな中で子育てできるような、私たちがやはり新しい来た方をちゃんと受ける度量を、やはり仕組みを、新しいところにもやっぱりしっかりとそのような思いが醸成できるようなことがこれからやはり必要になってくるのかなと思ってます。それによって、やはりまた皆さんが住んで良かったと言ってもらえるような、やっぱり小さい一つ一つの積み上げが、これから皆さんの積み上げが大事かなと思ってます。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。丁寧な答弁をしていただき、町長が子育て世代に対しての熱い思いとか、子どもを増やしていきたいというそういった思いが非常に伝わってくる内容だったかと思っております。今現状、子育て支援というと、金銭面的な援助というのも非常に多賀町は充実しているかというふうに思っています。子育て支援には目的がいくつかあって、金銭面や人手という部分と、あと情報やサービスというところもあるかと思っておりますので、今現状、若いお母さんたちにやっぱり聞いてると、この金銭面での援助というのは非常に満足をされてる方が多いかなというふうにお伺いしております。ただ一方で、やはり保育園に入りにくいとか、そういったこと、サービス面に対しては少し不満の声も聞いていたりするので、今後この両立して金銭面の援助をしながら、情報やサービスの提供、今言われたような多賀町ならではの地域とのつながりというのを大切にしながら進めていただけると、今の若い世代の方たちは非常に子育てに対して安心できるのかなというふうに思いました。

これから多賀町の人口がやっぱり減少する中で、まだまだ若い世代の移住であったりとか、そういったことが必要かと思うんですけども、Uターンをしての子育てというのが今後の課題になってくると思います。子どもを産みたいとか、それから子育てにぴったりの町と思っていただけるような多賀町である必要があると思いますので、今の子どもたちが何十年後かに多賀町に帰ってきて子育てをしたいと思うような工夫や施策、子どもたちに対してのそういった施策を何か考えていらっしゃるかどうかというのをお聞

きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

Uターンで子どもたちが帰ってくるというような施策をとということですが、そういうためには多賀の魅力がどういうところにあるんだという、子どもたちがそういうことに気づいてもらえるような、そういう教育であったり、そういう地域の温かさを感じるような行事なり、そういったものが非常に大事になるのかなというふうには思っております。そういう中で、私は教育委員会というような立場におりますが、隣の生涯学習課なんかそういう地域づくり、そして地域のコミュニティづくりの醸成を図っていくのには、そういったところの連携いうのも非常に必要ではないかなというふうには思っております。そういう意味では、そういう社会教育、生涯学習とも連携しつつ、そして多賀町の良さを知ってもらうための普段の学校や園、保育園やこども園等で、そういった多賀の魅力を発信して子どもたちに気に入ってもらえるような、そういった取組をできないかということのをこれからも検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。答弁をしていただきまして、本当に感謝申し上げます。今の子どもたちが大人になってから、ここに帰ってきたいと言っていただけのような、そういった教育であったりとかイベントの開催であったりとか、今でもしていると思うんですけども、本当に子どもたちにそれが伝わるような教育、それからイベントというのをこれからも続けていただきたいなというふうに思いますし、本当に10年後、20年後先に、子どもたちが本当に帰ってきたくなるような郷土愛あふれる学習とか、多賀町だからできる教育というのを強く進めていただくことをお願いしたいというふうに思っております。

以上で、ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で13時。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、1番、小島櫻議員の質問を許します。

小島議員。

○1番（小島櫻君） 引き続き、2番目の質問をさせていただきます。

2つ目の質問は地域おこし協力隊についてです。

現在、多賀町には4名の地域おこし協力隊が着任しています。そのうち1名の任期は残り1年未満であると考えられます。過去にも多数の地域おこし協力隊が着任してきましたが、定住・定着率がかなり低い状況にあります。そこで、3点について質問させていただきます。

1つ目、地域おこし協力隊の主な目的は何ですか。

2つ目、地域おこし協力隊の任期終了後、彼らが町内に定住・定着するための計画や支援策はありますか。

3つ目、定住できない理由とその対策について、具体的にどのように考えられていますか。よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 小島議員の地域おこし協力隊についてにお答えをいたします。

1つ目のご質問、協力隊の主な目的についてですが、現在活動中の4人の隊員につきましては、募集段階において取り組んでいただきたい事業等を説明した上で採用しており、それらの事業に対応した活動として、現在、おおたき里づくりネットワークの一員として活躍していただいていることが第一の目的となっております。また、地域おこし協力隊の制度としましては、都市部から地方部への人材の移動ならびに定住・定着につなげていくことが大きな目的であると言えます。

2つ目のご質問、協力隊が任期終了後に定住・定着するための計画や支援策と、3つ目のご質問の定住できない理由とその対策については関連をいたしますので、一括でお答えさせていただきたいと思っております。隊員が任期終了後に定住・定着にまで至らず多賀町を去られていく原因は、個々にも事情があるかとは思いますが、総務省が令和4年度末でまとめられた調査結果では、全国で任期終了後に活動地域へ定住された隊員は約65%との報告があります。多賀町と比較しますと、現役を除いた7人の歴代隊員の中で、多賀町に定住されている方は2人で約29%と、全国数値の2分の1以下ということになります。ただし、定住に至らなかった5人に関しましては、活動期間も3年の任期を満了するまでに途中退任された方ばかりで、その当時の活動内容や募集時点の情報提供との違い等も影響していた可能性はあるかもしれません。

現在は、国や県のほかにも協力隊の活動をサポートする団体が設立されており、隊員相互の情報交換や定住・定着に向けた取組が充実しつつありますが、任期終了後の生活費をどのように確保するかは最も重要な要素であると思っておりますので、町としてどのように支援できるかは今後の重要な課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 答弁ありがとうございました。現在のその地域おこし協力隊、先ほ

ども言いましたように、そのうち1名は残り1年未満を切っているんですけども、次の春から多賀町に残っていただけるのでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今現状の活動内容、朝比奈隊員が残り1年を切っております。それと、もう1人、岩下隊員もそう長くはなく、来年度途中という任期になっておりますので、いずれにしましても任期が残り少ない状態であります。いろいろ活動はしていただいている中で、やはり今の活動内容で、それを継続していただいて生活の糧を確保できるという状況にはないです。ですので、これまで残っていただいた隊員も同じなんですけど、ほかの就職なり起業する形で、自分で収入を得て残っていただくような現状が今の隊員の現状ではないかと思っております。我々もいろいろと収入につながるような活動を、今もしていただいております。いろんな形で地域商社活動というような形で、お弁当の配布であるとか、収入につながる活動はやらせてもらっているんですけど、大きな収入にはなっておりません。

今後ともそういう収入が得られる形の活動をこちらでも考えていかないといけないとは思っておりますが、今の現状ではそこにつながるとは思えないのが現状です。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 隊員を募集される際に、多賀町がこういった内容で募集をしますということでお伝えされてると思うんですけども、地域おこし協力隊には大きく分けて多分3つの募集の仕方があると思っていて、例えば行政の連携型、行政が例えば観光であったりとか、多賀町の場合であれば林業の問題を解決したいと思って、行政と一緒に動いていただくという形で募集をされる、もしくは起業型といって、ほかの地域は結構この起業型での地域おこし協力隊を募集されてる方が多いと思うんですけども、自らやっぱり事業を生み出していただくということ、そして3つ目が、近隣地域、特に多賀町の企業の研修型といって、今ある企業の新規事業とか事業継承を目的で雇用するという、この3つの多分募集の仕方があるのかなと私自身は思っているんですけども、現在の方4名いらっしゃると思うんですけど、それに関してはこの3つの中でいくとどの分類に値しますか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私が思うには、一番最初の形が今の多賀町の形かなと思っております。確かに、2番目の起業型というのは、先の未来がもしかしたらあるのかもわからないと思いますし、神細工議員のときにもお答えさせていただきましたが、多賀町に移住していただく形として、協力隊から起業して多賀町に定住していただくという形もあるのかなというふうにも私もいろいろ調べてる中で思うところもありましたので、今後はいろいろとまた協力隊のあり方というのは研究する必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。行政連携型というのが、なかなかその次へのつながるものというのが非常に難しいところがあるのかなというふうに思います。ただ、3年隊員を務めていただいて、多賀町に愛着もあると思いますし、協力隊という立場で町のお仕事をしていただいている中で、私は1つ、これは例えばですけど、行政の職員として迎え入れるとか、そういったことにはすごくびったりではないかなというふうに思っているので、本人が望まれるかどうかは別として、雇用される隊員を迎えるに当たって、やっぱりどういうふうに最終的になってほしいのか、まちの課題はどのぐらい解決してほしいのかという、きちっとその辺りのお話をされた上でスタートをしていただくのがいいのかなというふうに思っているんですけど、現在この課題解決に向けて、マネジメントは一体どの方がどの程度の期間で、例えばどこまでできているのかとか、今後の課題がどうなっているのかという、そういう進捗状況とかを確認されているんでしょうか。マネジメントはどなたがされているんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今現在、現役の隊員は4名ということでございまして、企画課の方の事業で従事していただいている方が3名、先ほどの朝比奈隊員も含めて3名です。もう1人が林業の技術を習得していただくという形で、多賀町に赴任していただいている隊員が1名という形になっておりまして、林業の隊員の方については産業環境課という所管になるということで、残りの3名は企画課の方で所管しておりますので、おおたき里づくりネットワークという形で一生懸命大滝に関していろんな事業を展開していただいております。企画課の担当が掌握させていただいているのが現状でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。この企画課であったりとか産業環境課であったりとかが担当が分かれているということなんですけど、先ほどの中でもちょっと質問させていただいたとおり、どのスパンでその今の状況、どこまでできているのかとか、課題についてはどうなのかとか、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 先ほど、その部分もちゃんとお答えしなませんでした。すいません。確かに、目標値というのは設定をしにくい事業でもありまして、ある意味、隊員がいろんなプランを提案してくるものに対して、こちらもそれを研究して一緒に考えながらやってるのが今の現状だと思います。なかなかゴールというものは設定しにくい事業ではありますので、今どこまで進んでいるか、どこまで行かなければいけないのかというのは3年間の中で設定するという形になるので、今、私が見ている限りでは、どこへ行けばというのは、なかなかそこへ到達するのは3年間では難しいのかなとは思

っています。ただ、今、取り組んでいる事業というのは、将来的には協力隊のためにこういう形に持っていきたいという事業をやっている部分もあります。地域商社の活動はまさしくそれで、隊員の収入源になる事業を成立させようとしてます。ですが、まだ今すぐ1年、2年で完成するような現状には至ってないと思いますので、まだまだ達成率という形で申し上げるには厳しい状況だと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。もちろん、地域の課題解決という部分が、1年、2年で成果が出ないものも多いので、もちろん長い目で見て次の隊員につなげてということはこちらも思っているんですけども、お話を聞いてると、収入がないのでなかなか定着や定住ができないということなんですけど、収入を持っていただこうと思うのであれば、これ募集の段階で起業型にしないといけないのではないかなと思うんです。やっぱりこちら側が自立してほしいとか、3年経ってもここに定住をしてほしいという思いの下で、事業になるように3年でやっぱりやっていってほしいということをごちらが強く要望すれば、隊員もそのつもりでやると思うんですけど、ただこちらが言ったことだけを例えばやってくださいだと、なかなか収入をつくるのは難しいかなというふうに思うので、その辺りやっぱりスタートの時点でしっかり3年間のゴールというのを一旦決める必要があるのかなと思います。課題が解決できるできないではなくて、というのは、私がそこを思うのは、山間部に地域おこし協力隊が入っていただいて、4名の方が3年経った後、残っていただけとなったら、山間部の人口増につながっていきます。その方たちが例えば結婚をして子どもさんができたら、更に家族が増えて、若い人たちが増えるのではないかなという視点でちょっと見ると、3年終わった後に違う町へ出られたりするの是非常にもうもったいない話かなというふうに思うので、その辺りやっぱり地域おこし協力隊の方たちをうまく活用して、地域の活性化と住民増という部分でも、多賀町としてはこぼすことなく進めていただける方がいいのかなというふうに思いました。やっぱり課題を持って地域おこし協力隊を呼んでいると思いますので、その課題を解決していただこうと思うと、例えばそういったことに以前携わったことがあるとか、経験をしている、もしくは専門的にやってきているという方たちを迎えるという事は考えておられませんか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃるとおりで、多賀町に今、若い人材の中でそういう技術があるとか知識があるとかという方がもしおられれば、それはいいことなんですけども、なかなかそういう方がおられない場合に、地域おこし協力隊が来ていただいて、地域というか、山間部とか過疎の集落の起爆剤になっていただくということは、非常にいいことになると思います。ですので、定着していただくために、今の起業型という形を選択することで収入源が確保できるのであれば、そっちはそっちで意味あるのかなと。ただ、今まで

多賀町が取り組んできた協力隊の事業というのは、やはり行政がこういうことに力を貸してほしいという流れの中で事業を進めてきた、そういう隊員が私は多いように思います。ですので、そうした方々がどうして多賀町に定着できるかというのを行政が考えて用意をできるのか、もしくはそうじゃなくて、やはり定着を最終ゴールと考えて起業型で人を呼んでくる、どちらかはっきりしないといけないのかなというふうには私も、いろいろ調べる中では思いました。なので、今後、協力隊の事業の捉まえ方というのは、きちっともう一回精査する必要があるのかなと。ただ、今、活動しててくれる内容というのは決して地元のためというか、地域のために有益な活動をしていただいているので、そこはそことして何とか成立というか、地域の今後の継続した活動というもので守れないかなというふうには思いますので、何とか次の手を考える必要があるのかなというふうには思っています。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、やっぱり何を目的にするかと、そこはもう無茶苦茶大事なところで、地域おこし協力隊だけにかかわらず、やっぱりゴールは何なのかと、定着をゴールにするのか、地域の課題を解決してもらうことがゴールなのかということは、やっぱりしっかり持って隊員にも伝えていただいて、地域のために活動していただけるのがいいのかなというふうに思いましたので、やってみただけど駄目だったというのはよくある話で、私はそれは全然駄目だとは思わないんですけども、やっぱり試行錯誤しながらで、ここへ向けてというその部分はやっぱりはっきり示していただける方が、一緒に活動されているのは町民ですし、あちこちと振り回されないようにもしていただけたいのかなというふうに思いました。今後の活動にもまた期待をしていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問をさせていただきたいと思います。

3つ目の質問、副町長についてご質問させていただきます。

令和6年4月末で小菅副町長が退任されました。12年間にわたり、多賀町のまちづくりに寄与し、町長を支える重要な役割を果たしてこられたかと思えます。副町長の積極的なサポートにより、行政業務は円滑に進み、議会においても明確なリーダーシップを発揮し、町の発展に貢献されたことは、多賀町の住民からも高く評価されていると感じています。現在、副町長の席は空席となっております。副町長の職務として地方自治法第167条にも「副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策および企画をつかさどり、その補助機関である職員の事務を監督し」というふうに掲載がされています。副町長は、町政において大変重要な役割を果たされるポストであると考えます。そこで、次の2点について質問します。

1つ目、今後の副町長の任命についてはどのように考えられていますか。

2つ目、現在、副町長のポストが空席であり、今後の町政を円滑に進めるために副町

長が必要とありますが、この状況についてどのように考えられていますでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 議員の副町長選任についてのご質問にお答えします。

まず、副町長が不在の場合の対応につきましては、多賀町役場庶務規則に規定されており、担当課長がその事務を果たすとなっており、現在は担当課長が担っております。また、個別の規定等で副町長不在の場合の対応が規定されているものにつきましては、それぞれの規定に合わせ、教育長または各課長が代わって、その職責を果たしているところであります。

議員ご指摘のとおり、地方自治法において、副町長は町長を補佐し、職員の担当する事務を監督する特別職の公務員であり、町長が欠けたときはその職務を代行する役割を担うとされ、重要な立場に位置づけられております。

一方で、多賀町の副町長につきましては定数1名となっておりますが、必ずしも設置をしなければならない規定にはなっていないことから、現在は不在としているところであります。また、副町長の選任に当たりましては議会の同意案件となっており、人格が高潔であることはもちろんのこと、知識や経験に基づく調整能力や指導力も必要であることから、人選につきましては適切かつ慎重に行う必要があると考えております。

このことから、私が思い掲げる第5期目のまちづくり、行政運営において、その推進力として副町長が必要と判断した場合におきましては、適任者を選任し、議案として上程させていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん、そのときにはどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。副町長が不在ということで、今は各担当の課長様がいろんな業務を担っていただいているということなのですが、今まで副町長がいらっしゃってなされていたお仕事を担当の課長に振ることで、一番懸念されるのはその職員の負担であったりとか、精神的負担とか、そういったことがやっぱりちょっと心配されるなということと、それがまた住民様に対してのサービスの提供が不円滑になったりとか不足するということが懸念されるのではないかなという心配がちょっとあるんですけども、その辺りは現在、職員のその負担というものはどういうふうに感じていてくださるのか、よろしくお願いたします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えをいたします。

まず、住民へのサービスの低下という面につきましては、課長会の方でも、そのようなことにならないようにしっかりとやっていくということで、課長には、通達というか

周知徹底させていただいてしっかりやっていくということでさせていただいております。

負担につきましても、今まで課長は行政経験もありますので、副町長の姿も見ておりましたので、その辺については負担はもちろん感じていると思うんですけども、そこを負担と言ってしまうと、職員の責任も無責任というかそういうことになりますので、当然負担は感じておりますけれども、そこを表に出さないようにしっかりとやっていくということで現在は務めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。働き方改革とかも言われつつ、いろんなところで副町長の問題だけではなくて、時間帯であったりとか仕事の内容というのがいろいろ働き方改革によって窮屈になっているところがあると思うんですけども、更に副町長が不在ということで、負担に感じないようにとはおっしゃられてるんですけど、負担だと思うんですね。なので、やっぱりその辺りはどのように、職員が一番大事かなというふうには私は思っていますので、できるだけ円滑に皆さんが負担に思わずにしていただけのように工夫をしていただきたいということと、町長の方からは、その施策等に対して副町長が必要だと思われたら選任をしてくださるということなので、その辺り、職員の負担等も常に聞き取りながら配慮していただければというふうに思っています。こちらとしても、絶対必要だとか、そういうふうには思っていないんですけども、最初にも申し上げたとおり、職員の負担、それから住民へのサービスが滞りなく行われることが一番かなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、7番、富永勉議員の質問を許します。

7番、富永勉議員。

〔7番議員 富永勉君 登壇〕

○7番（富永勉君） 議席番号7番、富永です。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

交差点の安全確保について、担当課長に伺います。

過日、地域の方から、犬上川に架かる金屋橋を渡る榑崎区側と県道敏満寺野口線の交差点が危なく、何らかの対策ができないものかとのお話を伺いました。現地を確認したところ、道路脇に設置されている柱にボックス（操作盤）が設置されており、このボックスが甲良町側から来る車を確認する視界を妨げ、周辺には草も繁茂しており、更に見えにくくなっている現状でした。また、皆さんもご承知のとおり、県道は10tトラックが頻繁に通っており、県道をよく見ますと、トラックのブレーキ痕が残っていました。

このような現状から推察すると、県道が優先道路として自然とスピードを出しながら走って来る、金屋橋を渡る車はスピードを落としながら走らなければならない、それでも視界を妨げられることから安全確認ができないのが、非常に危険な交差点であると私は判断をしています。

運転する者が交通ルールを守り安全確認に努めていても、視界を妨げる状況が放置されていれば、いつ何時、事故が発生してもおかしくないと考えます。そこで、次の点について担当課長に伺います。

1つ、金屋橋、榑崎側の交差点の安全対策はどのように考えているのか。

2つ、町内の交差点の安全確認はできているのか。

3つ、自治会より要望されてる安全対策（カーブミラー等の設置）の対応状況はどういうような状況なのかをお聞きいたします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 富永議員の1番目の交差点の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、金屋橋、榑崎区側の交差点の安全対策の考えにつきまして、現地を確認しましたところ、まず道路脇の柱に設置されているボックス（操作盤）は、滋賀県湖東土木事務所が管理いたします河川防災カメラの操作盤でありました。また、草の繁茂により交差点が視認しにくい状況も併せて確認しました。

本件につきまして湖東土木事務所に確認しましたところ、ボックスの移設については安全管理上、困難とのことでした。また、県道周辺の除草作業については、路肩から1mまでの範囲で年に1度、業者委託し実施しているとの回答でございました。

本交差点の安全対策としましては、視認性を向上させるカーブミラーの設置や注意喚起を促す看板が必要であり、今後、県、大字榑崎区と、設置場所も含め協議しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の町内の交差点の安全確認はできているかにつきましては、まず通学路の交差点については、教育所管、道路規制所管、道路管理者で構成する多賀町通学路安全推進会議において作成しました多賀町通学路交通安全プログラムに基づき、平成27年度から3者による合同点検を毎年実施し、交差点周辺の安全対策、グリーンベルトや仮設ガードレールの設置など、交差点の状況に応じ対策を行っております。

また、そのほかの交差点につきましては、各集落、自治会から要望や、職員による道路パトロールにより確認を行っております。国道や県道の場合は県に要望を行い、町道においては月之木大橋付近の交差点で事故が多発していることから、注意喚起の看板設置やカラー舗装の施工を行うなど、交差点の安全対策に努めているところでございます。

3点目の、自治会より要望される安全対策（カーブミラーの設置等）の状況につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年分の要望状況でまとめてみましたところ、全体で12件、うち新規要望は6件、補修要望は6件、そのうち対応したものは、新設箇所は1件、補修箇所は5件となりました。

危険であると判断した交差点につきましては、カーブミラーの設置に限らず、道路標識や道路標示も視野に入れ、対策を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長、どうもありがとうございます。前課長に伺います。この件につきましては、昨年、榑崎区から要望が出てると、その後何の返事もないと聞いているんですけども、要望書が出てるか出てないのか、知ってるか知ってないのかを教えてくださいませんか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

榑崎橋を渡ったところにつきましては、以前、交差点の舗装が下がっているというご要望は頂いた記憶がございます。見通しが悪いというご要望は私の記憶ではなかったように思っておりますが、そのように私は記憶しております。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 榑崎区は要望を出しているというたように聞いているんですけど、本当に聞いてないですか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 私の記憶の範囲では頂いた覚えはないですし、今、地域整備課でも調べていただいても要望書としては上げていただいてないというふうなことです。年度が違うということはございますでしょうか。昨年度は私はあまり記憶がないんですが。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 聞いてないと話が前に進まないですけども、私の方にそのような話が入ってきましたので質問をさせていただいたわけでございます。ところが今、課長の答弁を聞いてますと、確かに危ないということで、今後、県、そして榑崎区等含めて協議を進めていくということでございます。あそここのところは、もちろん見ていただいたということも今の課長言うていただいて、本当に危なかったですね。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

一般質問の方をもらいまして、すぐに現場の方に駆けつけました。まだ草木はそないに伸びてはいませんでしたけども、今でしたらもうかなり伸びてて、ボックスもあり、見通しが悪い、上から来るところはカーブになっておりますので、車のスピードも乗っておりますし、その辺で判断したいということでございます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 確かに私も見に行きまして、非常に危険、あそこはちょっと、会社は言いませんけど、黄色いトラックが頻繁に走っているということで非常に危ない。これからあそこ、鮎釣りの方が頻繁に県内からも県内外からも来られるので、早急に進め

ていただきたいです。

もう1点は、このボックス設置に当たって、ちょっと私も分からないんですけども、勝手に土木事務所はここへ付けるものか、相談があればもう少し川側にするとか、奥の方へするとかという、そういう話合いはないものなのか教えていただけませんか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） このカメラにつきましては、河川を管理する上で、大雨のときに河川の水位がどれだけ増えているか、近隣の状況とかを見渡すものの操作盤でございます。電柱も近くにも立っておりますけども、場所的に言いますと、もう少し下がってもらったらというふうな思いもありますけれども、その位置が一番良かったというふうな回答でもございました。協議につきましては、河川区域内ということで、犬上川のその金屋橋周辺の管理ということで、管理者におきまして管理されているということで、相談があったかもわかりませんが、土木事務所が管理します一級河川につきまして、仕方がないという思いもいたしておるところでございます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） とにかく危ないということで、早急をお願いをしたい。操作盤が無理なら、カーブミラーの設置を早急をお願いしたいです。

また、平成27年度から会議を開かれて、徐々にもう改善されているということをお聞きしましたけども、令和3年度から令和5年度の3年の間に、カーブミラーの設置、要望は6件あり、修理が6件あったと聞いてますけども、僅か3年で1か所しか新しいものできないということは、これ問題があるということで考えられませんか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 3か年で6件の要望がありまして、1件設置いたしました。その他につきましては、交差点部でございますけども、一旦停止をし、左右確認をすれば目視で行けるというような内容で取りやめたものでございます。補修に関しましては5件行っておりますけども、カーブミラーの損傷、また角度、強風とかによって角度も変わってきます。そういった部分で5件の対応をさせてもらったということでございます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 先ほども言いましたように、最近、高齢者の事故とか、子どもにおける事故が多発してます。こういった面から、再度、多賀町の危険箇所を見ていただいて早急に対応していただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次も榑崎区の問題でございますけども、榑崎区の上水道水源調査について伺います。

私は、令和5年12月第4回議会定例会におきまして、榑崎地区の水源調査について質問を行いました。執行者側からは、測量業務を発注する段階で、詳細についてはまだ分からないとの趣旨の答弁がありました。その後、経緯を地域の皆さんに知っていただく意図から、改めて担当課長に伺います。また、全国的に近年雨量が少なく渇水問題が

ある中、多賀町の水源確保について、併せて担当課長に伺います。

まず1点、檜崎区の水源調査の方法、および調査の結果はどうだったのか、詳しく説明をお願いします。

2点目、町全体の水源確保の状況、および今後の水源調査の計画について伺います。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 富永議員の2番目の上水道水源調査についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、檜崎地区の水源調査の方法は、電気探査により地下水を調査するものとなっております。電気探査とは、電気が水を多く含む層では電気をよく通すが、乾燥した層や岩盤層では電気を通しにくいという特性を利用して調査を行い、その調査結果や地質資料などから解析を行い、水源地として適切であるかを総合的に判断するものでございます。

次に、水源調査の結果ですが、今回の水源調査で求めている井戸につきましては、70mから80mの深井戸を考えております。調査地点の地下水で満たされた地層帯は全般に薄く浅いので、降雨や河川等の外的影響を受けやすく、濁水の影響があり、また渇水期には地下水位の低下により取水量の減少などが考えられます。また、岩盤が浅い層から分布することにより、調査しました水源の井戸としては想定で20mから30mの浅井戸となり、この場合、年間を通して水質および水量の安定した確保が難しいので、新水源の可能性は低いと判断いたしました。

2点目の、町全体の水源確保の状況ですが、現在、敏満寺浄水場は、大谷第1および第2配水区域の配水量に対して不足しておるため、川相配水池から応援の送水を必要としている状況であります。川相浄水場の原水濁度が発生した場合、膜ろ過処理のみとなり、浄水量は日500tとなるため、梨ノ木配水地への流入と大谷第1配水池への送水を調整しながら作業をする必要がございます。本来であれば、川相浄水場の膜ろ過処理設備を増強して、原水濁度時も問題なく大谷第1配水池に送水できるようにすればよいのですが、既設用地が狭いことから、設備更新は困難な状況でございます。また、梨ノ木配水池までの送水管も古く距離も長いので、川相配水池から梨ノ木配水池への区間で配水系統を明確に分け運用を単純化したいことから、梨ノ木配水池および大谷第1配水池への送水用に新水源を、その付近に浄水場を設けたい為に、今回、犬上川左岸の檜崎地区において電気探査を実施いたしましたが、結果は先ほど述べたとおりでございます。

次に、今後の水源調査の計画ですが、実績があり水量が見込めそうな中川原の水源地の近くで井戸を掘り、土田と合わせて4本の深井戸により水量を確保していく予定であります。しかしながら、この水源は硬水であることはほぼ間違いがないことから、硬度処理を行うことが不可欠となってきます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長、どうもありがとうございます。結果、楢崎では駄目ということですね。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 質問にお答えさせていただきます。

町が望んでいる井戸につきましては深井戸と呼ばれる井戸で、70mから80mクラスの井戸を想定しておりまして、今回20mから30mということで、それでは浅井戸ということになってしまいます。雨の状況、湧水、いろいろなこと、先ほども答弁させていただきましたけれども、そういったことも考えて、今回は楢崎地区での水源調査はもうこれで終わりということで、新しい水源地向けて出発していくということになります。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） ありがとうございます。よく分かりました。

最後に、中川原の水源で井戸を掘り、新しく設けて、4か所やったかな、4か所に対応すると、これ中川原のことはもう硬度大丈夫ですか。そこら辺はどうですか。多賀町の水は回れるんですか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

多賀町では3年ほど前ですか、土田地先で深井戸を2本掘らせてもらって、今現在その運用で行っております。繰越しの説明にもありましたけど、中川原には1本の井戸しかございませんでした。そこで、土田になるか、先ほど中川原と言いましたけど、中川原にもう1本掘って4本の井戸を確保して、そこにポンプを4本入れて、全体4本で交互交互にやっていけば、1本壊れてもまた3本ありますし、その間に直していくということで水の確保を行いたい。しかしながら、芹川の水系でございますので、硬度が高いということで、硬度処理をしなければならぬ。上水道にとってはまだ課題も出てきておりますけども、取りあえず中川原地先でもう1本掘りたいということでございます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長、どうもありがとうございました。大変よく分かりました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩します。

議場の時計で再開は2時とします。

（午後 1時52分 休憩）

(午後 2時00分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの富永議員の質問に対する答弁について、修正の申出がありましたので、これを許可します。

飯尾地域整備課長。

○地域整備課長(飯尾俊一君) すいません。先ほど、中川原の水源近くで井戸を掘る、土田と合わせて、今現在、土田に2本入っております。合わせて4本と言いましたけども、今、土田が2本入っておりまして、中川原が1本あります。新たに土田2本を増強しまして、全部で6本をというふうに将来は考えておりますので、4本から6本の方に訂正していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長(菅森照雄君) それでは次に、5番、木下茂樹議員の質問を許します。

5番、木下茂樹議員。

[5番議員 木下茂樹君 登壇]

○5番(木下茂樹君) 5番、木下です。議長の許可を得ましたので、6月議会の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、長期空き家除却補助金の増額はについてであります。

離村や核家族化の多様性と年数の経過から空き家は増加し、住居としての売買・賃貸の価値もあれば、長年不在の放置空き家は倒壊寸前も増加してきており、離村者が多い山間地では顕著となってきています。

町ホームページなどでも住居可能な空き家の紹介はありますが、老朽や破損で放置していると倒壊や景観悪化を招き、周辺に悪影響を与えています。多賀区での旧遠藤邸跡地も、議会の最終説明から進展していない現状もあり、今後、益々の後継者なしや高齢世帯の増加、施設への入居、単身高齢者の増加で、後継者不在の空き家は増加の一途が見込まれます。

離村からの長期空き家は、周辺地の雑草・雑木の繁茂も散見され、損傷の進行も早いことから、近隣の里道以上の公道の通行にも支障をきたし、害獣のすみかにもなり、近隣在住者の衛生面にも不安感は増大し、近隣住民と所有者との関係にも悪影響を及ぼしています。離村者には、世代の交代から出身地への帰属意識も低く、空き家の放置、除却すれば固定資産税も増加することから、空き家除却への意識が低くなるのが現状です。

23年12月、空き家対策特別措置法改正では、倒壊などの危険が迫る空き家に加え、壁や窓の一部損壊など管理不全の物件も市町村の行政指導対象としています。改善を勧告されると、所有者は固定資産税の負担が増加するとのことでした。

24年4月の改正では、所有者不明となり放置される空き家を抑制しようと、不動産の相続税登記も継承の義務化となっています。ある市の条例では、管理不全と認めた空き家の所有者に助言・指導・勧告し、改善がなければ命令ができるとし、修繕や自主除却が増加したとのことでもあります。

本町の令和4年度空き家実態調査では、危険度が高いA評価が40戸あり、その中で大滝地区が過半数を占め、町内総軒数からの危険度A比率が高いのは、いかに過疎化が進む地域で、長期空き家、崩壊寸前家屋が多いかが分かると思われま

す。特に山間地では、積雪による家屋のひさしの崩落や屋根瓦の落下、土蔵の崩壊も散見され、一層の崩壊を早めている現状から、早期の除却が必要と思われま

す。特に、町外在住者は崩壊の危険性などの意識が低いことから、除却の促進、名義移行など諸問題も生じますが、対応を推進する必要性が生じると思われま

す。危険家屋除却補助金50万円は、解体費、分別後の廃棄物の処理費など高騰していることから、除却へのインセンティブのためにも補助金増額が必要と思われま

す。そこで、A判定や里道以上の公道の通行に支障をきたしている家屋の除却勧告、重機の入り難い家屋、除却費補助の増額など、除却促進に向けての以下の施策を問

います。

1点目、近年の除却費補助の件数は。

2点目、A判定評価の現状把握は。

3点目、所有者・管理者へA判定の説明や除却推進は。

4点目、A判定の除却費、一般除却費の増額見解は。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 木下議員の長期空き家除却補助金の増額はにお答えをいた

します。

議員ご指摘のとおり、多賀町内における空き家の戸数は増加傾向にあり、各集落において適切に管理されずに損傷が進んだ状態を放置された物件につきましては、周辺への影響が心配される

ところ

です。令和4年度に実施いたしました空家実態調査では、各集落における空き家の状況をご報告いただく際に、調査票にあらかじめお示しした、A・B・Cの3ランクに分類していただきました。その際、地域の生活環境に影響が出ている状態の空き家はAランクとし、B・Cの順に状態が適正な状態であるように表記しておりましたが、この結果を基に、令和5年3月に多賀町空き家等対策計画を改定する時点におきまして、一般的な事例ではランクをA・B・Cで表す場合にAの方を状態が良いとすることが大半であり、他市町で同様のランク表示をされた計画においてもそのように表記されておりましたので、混乱を避けるため、Aランクは状態が良く、Cランクが地域の生活環境に影響を与えている物件とのランク表示で整理させていただいたため、内容および数値に相違はございませんが、実態調査と計画での表記が逆になっているものでございます。なお、この計画は町のホームページに掲載されており、空き家対策の事業はこの計画に基づき現在も進めさせていただいておるものでございます。

1つ目のご質問、近年の除却費補助の件数につきましては、令和元年度が2件、令和

2年度2件、令和3年度4件、令和4年度5件、令和5年度が3件となっております。

2つ目のご質問、A判定評価の現状把握につきましては、先ほどご説明いたしました令和4年度の空き家実態調査以降の追加調査については行ってはおりません。

3つ目のご質問の、所有者・管理者へのA判定の説明や除却推進につきましては、実態調査後に所有者や管理者が特定できた物件につきましては、文書等にて適切な管理をお願いしているところでございます。

4つ目のご質問、A判定の除却費補助の増額につきましては、地域の生活環境に影響が出ている家屋とのご報告を受けた物件でありましても、所有者または管理者から空き家除却補助金交付申請書が提出された後に企画課職員が評定基準に従い評定を行い、100点以上となった物件のみが補助金の交付対象となります。その補助金につきましても国庫補助事業となっておりますので、評定基準や補助金額は国の基準どおりとなっております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。令和になってからの除去の件数が、2件、2件、4件、5件、3件というふうに推移しているわけですが、この除去の件数というのは、基本的には危険度の高いランクの家というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました件数につきましては、除却費補助を受けていただいた件数というふうに考えていただければいいと思います。ですので、先ほど申し上げた100点を超える場合に補助金の対象となりますので、家屋の評定をさせていただいたときに100点に満たない家屋につきましては、たとえ部分的に損傷のあるお家であっても補助金の対象となりません。その件数につきましてはここに入っておりませんので、それを補助金なしで除却されたとしますと、このカウントに入っていないということになりますので、そちらの件数については把握できてないということになります。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 俗に言うB判定、住めないけども危険性は低いというふうな判定になるとは思いますけども、今、除却補助金が支給された中では、このBランクは含まれているのでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

このA・B・Cというランクづけにつきましては、先ほど申し上げました空き家実態調査を行わせていただいたときに、集落の方が簡易な形で家の状態をランク分けしてい

ただくためにA・B・Cというものを設けさせていただいて、それにどれに該当しますかという形で調査をしたものでございます。ですので、それがAであってもCであっても、最終的には補助金の対象となるかどうかは企画課の職員が各家を調査させていただいて、評定を行って、その結果が100点を超えなければ、たとえCランクであっても補助金の対象にはならないということになりますので、これはあくまで実態調査上でのランク分けというふうに考えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） そうなってきますと、実態調査とこのランクづけとは合致しないというふうに思ってもいいんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 実態調査とランクづけはイコールになります。実態調査の中で使ったランクづけがA・B・Cという形になります。あくまで補助金、除却補助金を申請される段階で、我々職員はその申請物件を調査に行きます。お家の評定をさせていただきに行くわけです。そのときに評定基準があつて、それを点数を合計していったときに、100点を超えなければ補助金の対象にならないということで、実態調査と評定とは別物になってきます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。そこで、私が問題としたいのは、長期空き家、特に近隣なり町内に住んでると、比較的自分とこの家の状況というのは分かるんですけども、町外、特に県外へもう長年出ておられる方から見たら、先ほど言いましたように、非常に帰属意識、または先祖に対する意識というのも低くなってきましようし、先ほども言いましたように、除却したら固定資産税の税率が上がってしまうとか、そういうふうな類いになってくると、もうこのまま放つといた方がいいよねというふうになってきますと、今現在生活している者からすれば、景観もさることながら、先ほども言いましたように害獣のすみか、特に病気を移すような獣等がありますと安心して暮らせないというのもあります。また、狭い里道のところもあれば、それ以上の公道に接してるところでありますと、例えば壁が壊れた、屋根からの瓦が落ちるとか、場合によってはちょっと傾いてきて倒壊で、私のところの家も被害を受けそうだというふうな状況の家に対して、いかに、言葉は悪いけど説得というか、通知をするかというのが問題になってこようと思います。そのときに、今、調査表の状況とか、そのときには調査というのはないですよ。ですから、ランクづけの状況というものを、場合によっては写真を付けてでも送るというふうなことはできないのでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

空き家特別措置法というものの改正によって、今現在、空き家の所有者というのは適正に所有している家屋を管理しなければならないとされています。先ほど、議員が触れ

られましたように、特定空き家という形に指定されますと、更に固定資産税の軽減が免除されてしまって、固定資産税の軽減も受けられなくなってしまうというような状況にどんどん追いつめられるような状況が、今の空き家特別措置法で厳しくなってきたということで、所有者の責任というものが非常に重くなってきました。ですので、公道に影響が出るという形でなければ、例えば隣のお家との関係というと民民の問題になってきますし、なかなか行政として手を出せるところではないということが言えると思います。ですので、今の評定の点数というのは、それほど良くない、結構もう壁が落ちてて、屋根も少しひさしが折れててというような状況の調査結果を見ましても、補助金対象になってないというのを、私も調査に行った結果、見させてもらって、写真見てる限りでは、これでも出ないのかという感じの状況のお家も対象外になってます。ですので、なかなか補助金が今、受けていただけない状況が、この件数が進んでないという状況だと私は思っています。ですので、相当悪いお家が除却補助を受けていただいている状況でないかなと思っています。ですので、今後につきましても、そこまで至らない方につきまして、今の実態調査のCランクの方々には再度もう一度役場として管理を適正にしてくださいということはお願いはできても、それ以上のことは役場としてもできないという状況でございますので、あくまでそれが所有者が特定できればさせてもらえるという形かなと思っていますので、場合によっては集落の中でも空き家の所有者が村におられなくて、どこに住んでおられるのかもわからないということになりますと、なかなか我々もどこに言っていったいいのかわからないという状況は、場合によってはあるのかなと思っています。所有者がはっきりしていれば、我々も動きが取れると思います。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 今、課長が言われましたように、所有者、管理者がはっきりしていればいいんだけど、今後も所有者、管理者が分からないというか、不明といいますか、そういうふうな状況の件数が増えてくる可能性が高いと思うので、私、その長期空き家に関しての思いは、あくまでも公費による代執行はもうしない方がいいだろうと。あまりそれが例として残ると、またあそこもか、あそこもかになってきて、非常に町の方の財政の方にも影響を及ぼす可能性も出てきますので、限りなくやはり所有者、管理者をはっきりしていただいて、その上で除却のためのインセンティブ、今回言いましたけども、今現在は除却費50万円ですけども、これをもう少し増額していきなりというふうなことをぜひともしていただきたいなと思うんですけども、この除却に関しての50万円、例えば今現在、除却費も上がってます。それと、そこから出てくる廃棄物の処理費も上がってきてます。また複雑化してるということで、50万円の意味がだんだん低くなっていくような気がしますので、増額の方向性はできないだろうかということもお尋ねしたいと思いますが。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しあげましたように、補助金の対象になるというハードルが非常に高うございます。ですので、例えば補助金が50万円が100万円になったとしても、今の評定基準が100点に満たない場合は1円も出ないという形になりますので、その基準がもう少しハードルが下がれば、どちらかという対象者が増えるということにはなるかと思いますが、補助金を上げて、今申しあげましたように、令和5年度3件が対象となっておりますと、3件の方が補助金が今まで50万円やったのが例えば60万円になるねとか80万円になるねとかいう話になりますが、件数が増えるとはならないということで、この評定基準というのは国で定められておりますので、町の方で勝手に変えることはできないという形で、今、進めさせていただいておりますので、補助金のアップなのか、それが即効果が大きく現れるものなのかというのは、我々も少しどうかなというふうに思っております。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、ぜひともこれ以上、長期空家、老朽化して非常に危険性の高い住居といいますか、空き家を増やさないため、ましてやだんだんだんだん空き家となってきたら、1年ごとにやはり危険性がアップしていきますので、長期空き家を増やさない、また長期空き家で危険性の高いところに関しては、適切なる申請を相手方に、所有者とかに教えていかないと、いつまでも結局、危険な状態が続いて、先ほども言いましたように、公道を歩いてたら上から瓦が落ちてきたとか、倒壊したとか、倒壊に巻き込まれたとか、そういうふうな事故、事件にならないように、適切なるアドバイスとか通知をしていただいて、長期空き家を増やさないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、2問目の質問に入ります。

上水道水質問題は、であります。

上水道取水地による成分の違いはあるものの、当町は石灰岩上に立地していることから、カルシウム含有量が高いことは以前から指摘され、カルシウム除去の設備が必要となっている浄水場もあります。

特に、佐目・南後谷地区の取水地は、昭和48年に取水場所が現場所に変更となって取水量の確保ができていますが、成分的にはカルシウム含有量が高く、除去の設備が追加となって推移してきています。上水道の基準はクリアしているとは言え、現行でのカルシウム含有量では、当該地域の各家庭の機器の支障として、温水器、エコキュートや電気ポットのカルシウム沈殿による故障が発生し、対策として上水道メーター後にカルシウム除去設備の設置など、家庭内全てに対応している家庭もあります。

特に、低い位置にある住宅での機器更新が早まっているとの話も伺っております。また、健康面では、飲水は別途サーバーやペットボトルでの購入で対応している家庭もあり、水道料金だけで判断できない状況もあります。飲水購入のブームだけではなく、根本原因が起因している認識が必要ではないでしょうか。

上水道に対する信頼、各家庭においては生活コストアップにもつながり、上水道基準を満たしているから安心ではなく、一層の含有量低減のための設備、安心できる品質の地域への説明など実施すべきではないでしょうか。

そこで、上水道の品質安定と今後の対応について、以下の見解を問います。

1点目、カルシウム含有量の追加低減対策は。

2点目、現状水質のアンケート調査を。

3点目、浄水場格差を是正する方策は。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 木下議員の2番目の上水道水質問題のご質問にお答えいたします。

1点目の、カルシウム含有量の追加低減対策につきましては、上水道は安全で安心、安定した水を、厚生労働省で定められた水質管理基準に基づき、各ご家庭などへ供給しています。

議員ご指摘の南後谷浄水場は、河川水を原水として緩速ろ過処理を行い、浄水の確保を行っていますが、水質はカルシウムを多く含み硬度が高い、そして硬度を下げる対策として平成23年6月末に軟水処理機を稼働させ、10当たりの平均となりますが、128mgから77mgへと硬度を下げ、国が定める硬度の水質基準値300mg以下で運用し、現在に至っております。

なお、水道水の水質基準値を補完するために水質管理上留意するもので、水質管理目標設定項目があります。各項目には目標値が定められ、人の健康に影響を与えるおそれのあるもの、またおいしい水を目指すために設定されたものなどであり、硬度の目標値は10当たり10mg以上から100mg以下となっていることから、現時点では追加低減対策につきましては考えてはおりません。

2点目の、現状水質のアンケート調査については、これも今のところは考えてはおりないところでございます。

3点目の、浄水場格差を是正する方策につきましては、各浄水場において硬度に差があるのは、取水している水源地の地質等によって原水に含まれる成分に差があるためです。しかし、1点目の質問でもお答えしたように、国が示す目標値を満たしていることに加え、各浄水場に新しい機材等を設置する場合、浄水場が狭く設置することが困難な場合や、設置に多額の費用を有することから、費用対効果の面からも、これ以上の対応は難しいのが現状です。そこで、現在複雑な送水管でつながっている配水池を、水源地単位で分割し、よりシンプルな水道設備となるように各施設の更新を進めていくことで、今後は各浄水場間の差は改善していくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。特に多賀町内には浄水場が何か所もありまして、その中で原水の状況というのは、取水地によって大きく影響しております。高いと思われるところが実は低かったり、先ほども富永議員の質問にもありましたように、場合によっては軟水処理を新たにしなければならないような状況のところも出てくる可能性もあります。その中で、私自身が思いますのは、町内の浄水の中でのカルシウムの含有量を見てますと、必ずしもその佐目や南後谷が突出して高いというわけではなく、軟水処理が効いているという状況ではありますが、まだまだ低い地域の浄水もあります。そのために、もう少しレベルを下げてくださいないかなというふうな要望でもあります。その点、もう少しあと10mgぐらいダウンするような方法は、設備更新はできないものでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

もう少し下げてもらえないかというような内容でしたけども、今のところ平均77で推移しております。硬度といっても、先ほど委員がおっしゃられるように給湯器の問題もありますけども、いきなり硬度をまた下げてしまいますと、やはり私も前に聞いたことがあるんですけども、滋賀県内ですけども、やはり硬度を下げるために水の味がおいしくなくなったと、また元に戻してくださいといった事例等もあります。長年そこでその水脈でやられておりますので、今のところは軟水処理機にて運用させていただいております。それで、今後の経過を見ていただきたいと思いますし、現時点では軟水処理機を入れる前はかなりの、かなりというんですか、問合せは役場の方にあったと私も記憶はしておりますけども、それ以降につきましてはあまりないというふうに認識しておりますので、今のままで運用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） こだわるわけじゃないんですけども、先ほど課長が言われましたように、軟水処理で128mgが77に低減した。去年の12月の検査では71ということで、若干ですけども少ないというふうな状況です。ただし、これほかの浄水場に比べてまだ少し高いのが現状です。私、先ほどもう10ぐらい下げてもらえないだろうかというふうに言いましたのは、あと10ぐらい下げてくださいましたら、中川原とか川相の方面と同じようなレベルになるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それと、やはり健康面だけじゃなくて、以前から高いという前提で家庭内で塩を添加して、軟水化、カルシウム除去をしているという家の状況もあることから、今何件ぐらいがそのようなことをしているのかとか、安心して飲める含有量はどれぐらいなのかということも含めて、アンケートとかいうようなことをしていただけたらと思うんですが、

そのようなアンケートの調査の計画はないということでしたけども、ぜひともその含有量が高い地域でもアンケート調査をしていただけないものかというふうに思いますが、再度聞きますけども、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

アンケート実施につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、実施する予定はございません。先ほど、中川原の方で硬度が低いと言われましたけども、実際、芹川水系を、大谷第1、第2の方に配っておるわけですけれども、そちらの方が硬水的には高いというような現状で、それを低くするために川相の配水池からブレンドして送って、また若干硬水を落としている状況でもございますので、現在のところは考えておりません。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。ただ、もう計画はないという状況と、新たな追加設備はしないということでしたので、ぜひともお願いしたいのは、今後また新たな水源地等のボーリングが始まると思いますけども、そのところにおきましても、やはりエコキュートとか、また電気ポットとかいうので、飲水に温度を掛けて利用する場合、そういうふうな場合は非常にカルシウムの沈殿等で機器類を破損するおそれ、もしくは寿命を短くするおそれがありますので、ぜひともカルシウム対策は尽力していただいて、少しでもやはり低い値が出るような状況をつくっていただきたいと思います。

念のためにちょっとこれ追加になりますけども、実は近隣の市町の方も調査してみました。そしたら、やはり先ほど言いましたように、カルシウム含有量は50から70のところが多いんですが、近隣のところでは、ある町は平成22年だったかな、から表示されてないところもありました。それと、当町も、今回私が調べようと思ったら、ホームページ見てくださいということでホームページを見たら、数値が真っ白だったということでした。ですから、やはり対外的にも見られてる可能性もありますので、ぜひともこのホームページを見てください見てくださいだけじゃなくて、やはり内部チェックの方もお願いしたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

（午後 2時42分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 近 藤 勇

多賀町議会議員 大 谷 重 温